

2022 年度 大学コンソーシアム京都 指定調査課題

調査研究成果報告書

大学等における障害学生支援について大学間連携組織が果たす役割に関する調査研究

研究代表者：村田 淳（京都大学 学生総合支援機構）

共同研究者：宮谷 祐史（京都大学 学生総合支援機構）

向晃 佑（長崎国際大学 人間社会学部）

【目次】

1. はじめに	5
2. 研究の概要	6
3. 調査1：ネットワークの活用	8
4. 調査2：大学コンソーシアム組織の取り組み調査	14
5. 実践1：大学コンソーシアム組織関係者向けセミナー	19
6. 実践2：公開セミナー	22
7. 考察	25
8. おわりに	27
付録	28

1. はじめに

障害のある学生が増加しているということは、多くの高等教育機関において実感を伴う事実であるだろう。このような変化は国際的な動向と比較すれば、日本ではむしろ後発的な状況であると言えるため、基本的には日本社会として歓迎すべき変化である。一方で、それぞれの高等教育機関においては、このような状況の変化を課題として認識せざるを得ない状況があることも事実である。言うまでもなく、それは障害のある学生の存在が課題なのではなく、多様な存在をふまえた高等教育機関というものが十分に構築されてこなかったということが原因であると言える。つまり、障害のある学生への修学支援（教育上の権利保障等）の課題は、それぞれの教育機関、そして、高等教育というカテゴリー全体の課題であると認識すべきことである。

しかしながら、このようなアプローチが組織的にはじまったのは近年の出来事であると言わざるを得ない。もちろん、過去にも多くの関係者が積極的にアプローチしており、その経緯や基礎的な地盤があってこそその現在とすることができるだろう。そのようなプロセスに敬意を表しつつ、これからはそれぞれの高等教育機関が能動的かつ組織的にこの課題に取り組む必要性が生じているのである。ただし、過渡期と言えるような状況であるが故に、その取り組みに温度差が生じているということは否めない。それぞれの高等教育機関が責任をもって取り組む必要性があることを前提としつつ、地域あるいは全国の高等教育機関のネットワークを活用しながら、より効果的な対応をとることができるよう、ノウハウやリソースの共有が必要ではないかと考えている。本調査研究は、そのような方向性に対する知見・情報の一つになることを目指した研究である。

2. 研究の概要

2-1. 背景

近年、大学等の高等教育機関（以下、大学等）において障害のある学生が増加している。また、2016年4月に施行した障害者差別解消法により、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が各大学等の明確なミッションの一つとなっている。しかしながら、各大学等における障害学生支援の取り組み状況には大きな格差が生じていると言わざるを得ない。また、このような課題について、各大学等が単独でアプローチするには、専門性・ノウハウ・資源等の観点から難しい側面がある。

2-2. 目的

本調査研究では、①障害学生支援に関する最新動向および事例等を参照できるスキーム・情報源を提示すること、②各地域（都道府県等）における大学間連携組織（大学コンソーシアム組織を想定）が各大学等の障害学生支援の促進にいかに関与できるかを調査研究することを目的としている。ただし、地域特性・組織特性等をふまえると、必ずしも取り組みのモデルは画一的なものではなく、さまざまなバリエーションが必要になると考える。本研究における調査研究を通じて、大学間連携組織で可能となる障害学生支援に関する取り組みのモデルを複数提示し、各大学等における障害学生支援が促進されるための情報を提示することを目的とする。

2-3. 研究の構成

障害のある学生に対する修学支援（教育上の合理的配慮等）は、各大学等における重要な課題となっているが、現状においては取り組み状況の差は小さくない。一方で、過渡期である分野の性質上、各大学等のみで対応するには専門性・ノウハウ・資源等の蓄積に限界があるため、各大学等が連携して課題解決するスキームが有効であると考えられる。本研究では、主に大学間連携組織が実施する各大学等における障害学生支援を促進させるための取り組み等について、調査研究を行うものである。また、調査研究の速報値を公開したうえで広くニーズの収集を行うための実践、また専門家を交えたディスカッションを行うための実践も行なうこととする。

調査1. リソースリスト（スキーム・情報源の提示）

各大学等のネットワークを強化するためのネットワーク事業の取り組みを調査し、リソースリストを作成する。

調査2. 大学間連携組織のモデル提示

大学コンソーシアム組織（対象機関：48組織）で実施されている障害学生支援に関する取り組みを調査し、取り組みが実施できている組織の実施内容、また運営方法や実施す

るメリットを検討する。同時に実施できない、あるいは困難な組織があれば、その理由についても分析する。

実践 1. 関係者向けセミナー

大学コンソーシアム組織を対象とし、オンライン（オンデマンド型）のセミナー形式で現在の調査結果について報告し、参加者から本研究に関する意見・感想を集約することを目的とする。

実践 2. 公開セミナー

大学間連携組織（大学コンソーシアム等）の教職員および高等教育機関の教職員を対象としたオンサイト（対面）のディスカッション型のセミナーを開催し、専門家および参加者を交えたディスカッションを行い、本調査の課題について検討することを目的とする。

2-4. 研究の独自性

改正障害者差別解消法にむけた対応や授業のオンライン化における支援の提供など、障害学生支援を取り巻く動向は日々変化している。障害学生支援に関する関連団体は複数あるものの、それらの取り組みは点在化しており、障害学生支援の担当者がその存在を知らないという情報にリーチすることができない。関連団体の取り組みを一覧にそして可視化することで、各大学等における支援体制の強化や合理的配慮提供の寄与に繋がる。

また、各大学等が単独でアプローチするには、専門性・ノウハウ・資源等の観点から難しい側面があるため、大学間連携組織（大学コンソーシアム組織）の役割も期待したい。いくつかの大学コンソーシアム組織では障害学生支援に関する取り組みがなされているようであるが、その実態は明らかになっていない部分も少なくない。本研究では、その実態を把握し、取り組みモデルとして提示することで各地域での同様の取り組みの広がりを期待している。

3. 調査1：ネットワークの活用

3-1. 目的

近年、障害のある学生は増加傾向にあり、障害のある学生に対する修学支援（教育上の合理的配慮等）は、各大学等における重要な課題となっている。しかし、現状として各大学等における障害学生支援の取り組み状況には大きな格差がみられている。しかし、各大学等が単独でアプローチするには、専門性・ノウハウ・資源等の蓄積に限界があるため、各大学等が連携して課題解決するスキームが有効であると考ええる。そこで、調査1では、全国にある大学間連携組織のうち障害学生支援に関わるものを抽出し、リスト化を行う。

障害学生支援における専門性の高い情報アーカイブは既に複数存在しているため、同様の取り組みを実施することの効果は薄いと考ええる。そのため、事例集のような情報アーカイブの作成ではなく、各大学等のネットワークを強化するための取り組みを調査研究することにより、有効なネットワークの構築を提案することとする。本調査を通して、障害学生支援に関するネットワーク事業の取り組みに関するリソースリストを作成し、障害学生支援に初めて関わる教職員が必要な情報を得やすくなる等、各大学等における障害学生支援の発展に寄与することを目指す。

3-2. 調査の方法

1) 調査対象

目的に合わせ、障害学生支援に関するネットワーク事業を行う7機関を調査対象とした。対象機関は本調査の研究代表者および共同研究者の3名の合議により、選定した。

2) 調査内容

リソースリスト記載事項として、各機関の基礎情報、取り組みの概要、主なコンテンツを尋ねた。基礎情報としては、各機関の住所、電話番号、メールアドレス、WEBサイトのURLを尋ねた。取り組みの概要としては、200文字以内での作成を依頼した。また、各機関が提供している主なコンテンツについても、リストアップを依頼した。

3) 調査手続き

各機関に対して、本調査の概要を説明したうえで、リソースリストへの掲載可否および掲載情報の確認をメールで依頼した。研究代表者らで各機関のホームページ上に掲載している情報を参考に、各機関の基礎情報、取り組みの概要、主なコンテンツをまとめたファイルを作成し、その内容について加筆修正を求めた。リソースリストへの掲載については、内容確認の返信をもって同意を得た。

3-3. 調査の結果

各機関からの回答を反映し、リソースリストを作成した。各機関からの回答を反映させた掲載情報は次のとおりであった。

【日本学生支援機構（JASSO）】

1. 機関情報

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1 学生生活部 障害学生支援課

TEL：03-5520-6173 E-mail：shienka02@jasso.go.jp

URL：https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/

2. 概要

大学等高等教育機関の教職員向けの各種セミナーや研修会の開催、障害学生支援に関する調査の実施、ハンドブックの作成等を通じた情報提供を行っている。また、障害学生修学支援体制の整備を目的とした「障害学生修学支援ネットワーク」拠点校において大学等からのさまざまな相談に応じる取り組みや、大学・機関の動向に関する情報提供などを行っている。

3. 主なコンテンツ

- ・障害学生支援に係る各種セミナー
- ・障害学生支援に関する調査および紛争の防止・解決等のための事例集
- ・「合理的配慮ハンドブック」等による障害学生支援に関する情報提供
- ・障害学生修学支援ネットワーク
- ・大学・機関の動向に関する情報提供

【全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）】

1. 機関情報

〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1 東京大学 先端科学技術研究センター 社会包摂システム分野 3号館 311号室

TEL：03-5452-5228 E-mail：secretary@ahead-japan.org

URL：https://ahead-japan.org/

2. 概要

高等教育機関における障害学生支援に関する相互の連携・協力体制を確保するとともに、実践交流を促し、障害学生支援に関する調査・研究および研修・啓発を行って実務への還元を図り、大学における障害学生支援の充実並びに学術研究の発展に寄与することを目的とした事業を行っている。

3. 主なコンテンツ

- ・全国高等教育障害学生支援協議会 全国大会
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と高等教育機関における障害学生支援に関する

る声明文

- ・協議会誌「高等教育と障害」
- ・新型コロナウイルス対策関連情報

【東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム（PHED）】

1. 機関情報

〒153-8904 東京都目黒区駒場 4-6-1 東京大学 先端科学技術研究センター 社会包括システム分野 3号館 312号室

TEL：03-5452-5443 E-mail：phed@at.rcast.u-tokyo.ac.jp

URL：https://phed.jp/

2. 概要

2017年度から東京大学が取り組んでいるプロジェクトであり、将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームを形成し、1. 障害学生支援スタンダードの構築、2. キャリア移行と就労支援、3. 障害学生のエンパワメント、という3つの柱を立てて、全国の大学・自治体・企業と連携した体制構築を進めている。

3. 主なコンテンツ

- ・障害学生支援スタンダード
- ・テーマ別専門部会：SIG（Special Interest Group）
- ・専門的研修 CBI（Capacity Building Institute）
- ・タウンミーティング
- ・AT（支援機器）ライブラリー

【京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）】

1. 機関情報

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 吉田キャンパス本部構内 教育推進・学生支援部棟（旧石油化学教室西館）3階

TEL：075-753-5707 E-mail：heap@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

URL：https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/

2. 概要

大学等における障害学生支援の温度差の是正、ネットワーク構築などを目的とし、相談事業のほか、さまざまな規模やカテゴリーのネットワーク構築を目指した取り組みを

行っている。HEAP は京都大学が「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」（文部科学省・2017 年度～2019 年度）に採択されたことを契機に発足した。現在は広島大学・大阪大学・筑波技術大学が連携校として参画し（2022 年 4 月時点）、事業に取り組んでいる。

3. 主なコンテンツ

- ・ウェブサイトには障害学生支援に関するさまざまな情報やコンテンツ、AT（Assistive Technology）に関する情報等を掲載している。以下はその一例。
- ・相談事業について、Q&A データベース
- ・支援機器や支援についての Tips+動画、AT ライブラリー、AT Column、Fitting Note
- ・地域の取り組み紹介（ネットワーク活動やグッドプラクティスなど）
- ・Book Match（障害のある中高生向けコンテンツ）

【筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 障害者高等教育拠点事業】

1. 機関情報

〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 障害者高等教育拠点事務局

TEL：029-858-9483 E-mail：krk-net@ad.tsukuba-tech.ac.jp

URL：https://krk-ntut.org/

2. 概要

障害者高等教育研究支援センターは、2010 年から文部科学省より障害者高等教育拠点として継続認定を受けている。筑波技術大学の教育活動を通して得られた指導・支援ノウハウの提供により、全国の大学に在籍する聴覚・視覚障害学生の修学環境の整備・向上に寄与することを目的として、各大学からのご相談への対応、教育コンテンツ・情報保障技術の提供、FD/SD 研修会の開催、各種講習会への講師派遣等を実施している。

3. 主なコンテンツ

- ・ウェブサイトで下記のコンテンツを公開している。詳細については事務局まで。
- ・聴覚障害学生支援や指導に関するコンテンツ 【体育・スポーツの指導における配慮】
他
- ・視覚障害学生支援に関するコンテンツ 【拡大読書器の活用】 他
- ・このほか、毎月第三金曜日に障害学生支援に関する情報や事業担当者によるコラムを掲載したメールマガジンを配信している（メールマガジンはご登録いただいた皆さまに配信している）。

【日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）】

1. 機関情報

〒305-8520 茨城県つくば市天久保 4-3-15 筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター PEPNet-Japan 事務局

TEL：029-858-9438 E-mail：pepj-info@pepnet-j.org

URL：https://www.pepnet-j.org/

2. 概要

全国の高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生の支援のために立ち上げられたネットワークで、事務局が置かれている筑波技術大学をはじめ全国の会員大学・機関の協力により運営されている。聴覚障害学生支援に関するコンテンツの開発・提供や研修会・シンポジウムの開催の他、各種相談に対応しており、支援体制構築や支援事例の情報提供、支援技術の指導・助言、支援機器の貸出、講師派遣など、あらゆる側面からバックアップしている。

3. 主なコンテンツ

- ・日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
- ・オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集
- ・聴覚障害学生支援に関する冊子教材
(聴覚障害学生サポートブックー18歳から学ぶ合理的配慮ー、パソコンノートテイク導入支援ガイド 他)
- ・聴覚障害学生支援に関する映像教材
(DVD シリーズ「Access!聴覚障害学生支援」1～4)
- ・聴覚障害学生支援 MAP「PEP なび」

【筑波大学 教育関係共同利用拠点「ダイバーシティ&インクルージョン教育拠点」】

1. 機関情報

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1 人間学系棟 A

TEL：029-853-3889 E-mail: radd-info@un.tsukuba.ac.jp

URL：https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/

2. 概要

多様な学生（発達障害、身体障害、LGBTQ 等）への支援の充実に向けて、全国の大学等における教職員を対象とした FD/SD 研修の開催や支援リソースの提要など、大学等の対応能力を向上するための活動を行っている。特に、発達障害学生支援に関する取り組みについて、「発達障害学生支援プロジェクト（RADD）」として、発達障害を含め、

さまざまな特性（カラー）をもった学生が豊かな学生生活を送れるようにするための研究・実践プロジェクトを推進している。

3. 主なコンテンツ

- ・全国の大学等教職員を対象とした多様な学生支援に関する「FD/SD 研修会」の開催
- ・動画とテストで障害学生支援について学習できる「多様な学生支援 e-learning」の提供
- ・学生や教職員の対応 Tips として役立つ支援情報データベース「Learning Support Book」の提供
- ・発達障害についてマンガで理解できる「発達障害啓発マンガ、啓発イラスト」の公開・頒布
- ・他大学等の教職員とオンラインで相談・交流できる教職員相談ネットワーク「RADD ネット」の提供
- ・他大学等の教職員からの障害学生支援に関する「個別の相談対応」

4. 調査2：大学コンソーシアム組織の取り組み調査

4-1. 目的

障害のある学生に対する修学支援（教育上の合理的配慮等）は、各大学等における重要な課題となっているが、現状においては取り組み状況の差は小さくない。一方で、過渡期である分野の性質上、各大学等のみで対応するには専門性・ノウハウ・資源等の蓄積に限界があるため、各大学等が連携して課題解決するスキームが有効であると考える。調査1では、全国にある大学間連携組織のうち障害学生支援に関わるものを抽出し、リスト化を行った。調査2では大学間連携組織のうち大学コンソーシアム組織に焦点を当てて、障害学生支援に関する取り組みに関して調査を行う。

毎年、全国大学コンソーシアム協議会では、各大学コンソーシアム組織の組織体制や取り組み事業を紹介するプロフィールシートを作成している。障害学生支援に関する記載があるのは4組織に限られる。そこで調査2では、まず大学コンソーシアム組織を対象にアンケート調査を行い、各組織で取り組まれている障害学生支援に関する取り組みについて実態把握することを目的とする。さらに、障害学生支援に取り組む組織に対してヒアリング調査を実施し、実施の経緯、実施するコスト、実施メリットの詳細を確認する。

4-2. アンケート調査の方法

1) 調査対象

全国大学コンソーシアム協議会に加盟する全48組織をアンケート調査対象組織とした。アンケートの送付は全国大学コンソーシアム協議会の事務局に依頼し、メーリングリストを通じて送付した。なお、送付に先立って当該事務局に対して、研究趣旨および質問事項について説明し同意を得た。

2) 調査期間

2022年7月26日から8月31日まで実施した。

3) 調査内容

研究チーム内で質問項目を選定した。取り組み実績の有無、（有の場合）取り組み内容等、（無の場合）取り組みがない理由、今後の計画の有無とその理由等を尋ねた。送付した質問紙は付録4-1に示した。

4) 調査手続き

質問紙調査は記名制とした。調査用紙を全国大学コンソーシアム協議会事務局から調査対象組織へメールに調査用紙（Wordファイル）を添付する形で依頼した。回答は調査用紙（Wordファイル）へ回答を記入する形式、同内容を示したオンラインフォーム（Google forms）へ回答を入力する形式、どちらでも構わないものとした。また、調査対象組織には、任意回答であること、研究趣旨とデータの取扱い、個人情報保護、研究辞退の自由等の研究倫理について紙面にて説明を行い、返信を以て同意書を得た。

4-3. アンケート結果

35 組織より質問紙を回収し（回収率 73%）、すべてを有効データとした。取り組み実績の有無、さらに取り組み実績がない組織の今後の取り組み予定は図 4-1 に示した。

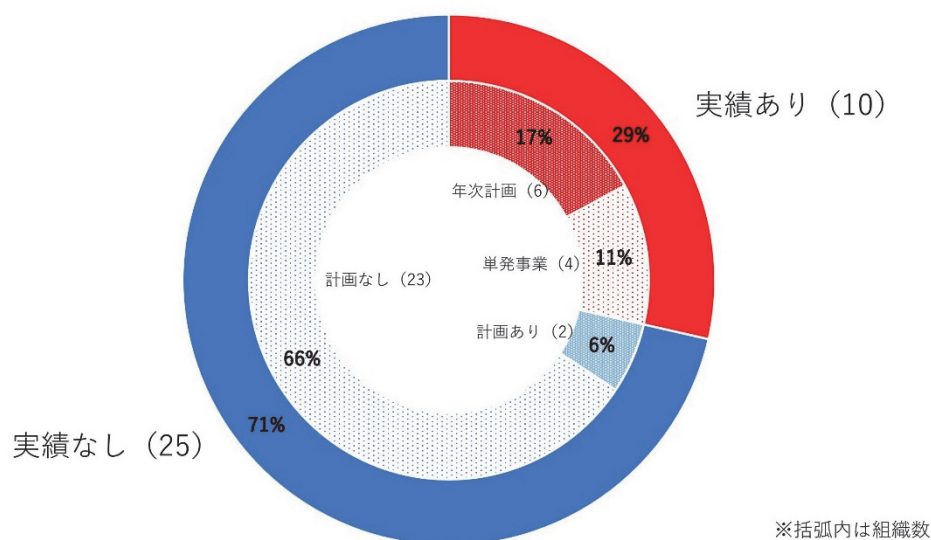


図 4-1. 回答概要

大学コンソーシアム組織で障害学生支援に関する取り組み実績があるのは 10 組織のみであった。そのうち、各組織の年次計画に組み込んでいるところは 6 組織、残り 4 組織が単発的な事業実施であった。

実績がある機関の取り組みは以下のとおりである。

<年次計画に組み込まれている取り組み（6 組織）>

- ・障害学生支援に関する合同セミナー（勉強会・講演会）
- ・担当者向け懇談会
- ・障害のある学生の授業履修支援に関する申し合わせ文書作成
- ・高等教育機関と高等学校（特別支援学校高等部含む）との連携イベント
- ・高等教育機関と地域資源との連携イベント
- ・書籍の購入・貸出
- ・ノートテイク養成講座
- ・障害学生支援に関する情報公開

<年次計画に組み込まれていない取り組み（4 組織）>

- ・単位互換事業や主催イベントにおける合理的配慮の提供
- ・合同セミナー等の 1 テーマとして「障害学生支援」を実施する

一方で、取り組み実績がない組織のうち 92%（回答全体の 66%）が今後も取り組み予定がない、あるいは困難としている。「取り組み実績がない理由」および「取り組み予定がない、あるいは困難とする理由」については、同様の回答をする組織がほとんどであった。そこで「取り組みがない理由」に関する回答について、選択肢の項目および自由記述の回答を研究チーム内で再統合を行ったところ、「リソース不足」「ニーズ不足」「事業内容との不一致」に集約できた（表 4-1）。

表 4-1. 取り組み実績がない理由

リソース不足（13 件）	「コンソーシアム組織として取り組みを進めるためのリソースが不足しているため」（8 件）、「障害学生支援に関する専門的人材が不足しているため」（5 件）
ニーズ不足（4 件）	「加盟校からのニーズがない」（4 件）
事業内容との不一致（11 件）	「どのような取り組みをしたらいいかわからない」（3 件）、「事業の取り組み外である」（5 件）、「大学コンソーシアム組織として取り組むメリットが不明」（3 件）

4-4. ヒアリング調査の方法

1) ヒアリング調査対象

アンケート調査に回答があった組織のうち、障害学生支援に関して各組織の年次計画に組み込んで実施している組織をヒアリング調査対象組織とした。

2) ヒアリング方法

電話あるいは現地で実施した。アンケート調査で回答があった取り組み内容をもとに、研究チーム内で電話あるいは現地で実施するかを検討した。

3) 調査期間

2022 年 11 月から 2022 年 12 月まで実施した。

4) ヒアリング事項

電話ヒアリングでは、取り組み内容に関する内容確認を実施した。現地ヒアリングでは、事業内容の具体に加え、アンケート調査で挙げられた取り組みが困難な理由 3 点（「リソース不足」「ニーズ不足」「事業内容との不一致」）を踏まえて、実施する経緯、コスト、メリットについてそれぞれ確認した。現地ヒアリングで利用したヒアリングシートは付録 4-2 に示した。

4-5. ヒアリング調査の実施状況

電話ヒアリング 2 件、現地ヒアリング 4 件を実施した。電話ヒアリングでは、単位互換制度を実施する際の申し合わせ文書を作成している組織と小規模ではあるが加盟校が集まり障害学生支援の状況について情報交換会を実施している組織について、それぞれ状況を把握することができた。アンケート調査で特に継続して事業に取り組んでいることがわかった組織に対して現地ヒアリングを行い、その結果は付録 4-3 に示した。

4-6. アンケート調査およびヒアリング調査の考察

1) アンケート調査結果

大学コンソーシアム組織について、障害学生支援に関する取り組みを実施する組織は 10 組織であり、そのうち年次計画に基づき実施しているものは 6 組織であった。つまり、大半の組織が障害学生支援に関して取り組み実績がなく、そして今後も実施する計画がない、あるいは困難と回答した。

取り組みを困難にする 3 つの理由について検討する。1 つめは「リソース不足」。これは 3 つの理由のうち 1 番回答が多かった理由であった。大学コンソーシアム組織の中には単位互換事業のみ実施など、いくつかの事業を行うなかで、新規事業として立ち上げることの難しさがあると推測できる。実際にどのような取り組みをするのかその青写真がないと、どの程度の労力が必要なのかも想定しにくく、そのような状況となると、リソースが不足していると感じてもやむを得ない。「持続可能性」が 1 つのキーになるだろう。

2 つめは「ニーズ不足」であった。日本学生支援機構（2022）の実態調査からも予想できるように、障害学生支援の今後のニーズは、確実にかつ継続的に増えていくと考えられる。どの大学等にとっても他人事ではなく、また各自治体レベルでみたときにも、例えば県内どここの大学等に進学しても障害のある学生が修学し、ひいては地域に貢献する人材として育ってくれると考えれば、ニーズは潜在的にもあると言える。

最後、3 つめは「事業内容との不一致」であった。確かに障害学生支援は各大学において法的な責任を持って取り組まれるべき事項であり、もはや各大学の教育活動を行っていくうえでのインフラとも言えるだろう。一方で大学コンソーシアムによって活動・事業の内容はさまざまである。例えば、単位互換に限った組織もあれば、大学を取り巻くさまざまな課題に取り組んでいる組織もある。何らかの事業を行ううえで障害のある利用者等から合理的配慮の申請の可能性がある。障害のある方への対応（合理的配慮等）のノウハウを蓄積しておくことは有益なことである。

2) ヒアリング調査

実施の経緯は、国の補助事業がきっかけ、あるいは有志の集まりがきっかけ、加盟大学からの要望がきっかけ、各コンソーシアム組織によって異なった。しかし、経緯はさまざまであっても、継続して続いていることが「ニーズがある」ことの証左であると言えるだろう。

メリットについては次の3つにまとめられる。1つめは、大学間の障害学生支援の温度差は正である。障害学生支援の体制整備は各大学における重要なミッションの1つである。その一方、現状では大学間で温度差が生じているのが実際である。そのような状況において、担当者会議のような場はノウハウ共有の場になるだけでなく、理解啓発の場としても機能していることがわかった。

2つめは大学コンソーシアム組織が持つ他の関連資源との連動である。大学コンソーシアム組織は産官学連携などの既存の機能を有していることがある。それらの基盤を生かして、高等教育をつなぐことで、高大接続あるいは社会移行支援など、各種の取り組みが充実しやすいことが考えられる。

3つめは大学コンソーシアムが大学横断の公的な集まりとなることである。特に障害のある大学の生活支援の文脈では、現状の福祉サービス等では対応が難しくなることが少なくない。そういった制度上の課題など、いわゆる現場の声を上げていく際には、公的な組織の存在が役に立つということも意見として挙げられた。以上、3点のようなメリットを生かして、大学コンソーシアム組織が障害学生支援に関する取り組みを実施することでエリア内のキャパシティ向上にしていることがヒアリングを通して確認できた。

4-7. 参考情報

高等教育アクセシビリティプラットフォーム（HEAP）ウェブサイト Q&A

- ・No.84「学内で就職に関する説明会やインターンシッププログラムを提供しています。障害のある学生が参加する場合、どのように対応すればよいでしょうか。」<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/qa/qa-84/>
- ・No.105「大学間の単位互換事業での合理的配慮の提供について、学生在籍校と会場校のどちらが合理的配慮の提供主体となりますか。」<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/qa/qa-105/>

日本学生支援機構（2022）令和3年度（2021年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査，https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/2021.html（閲覧日：2023年2月1日）

5. 実践1：大学コンソーシアム組織関係者向けセミナー

5-1. 目的

大学コンソーシアム組織を対象とし、オンライン（オンデマンド型）のセミナー形式で現在の調査結果について報告し、参加者から本研究に関する意見・感想を集約することを目的とした。

5-2. 実施概要

本セミナーは以下のとおり実施した。

1) タイトル

大学等における障害学生支援に関するセミナー—大学コンソーシアム組織を対象とした質問紙・ヒアリング調査をふまえて—

2) 対象

大学コンソーシアム組織の教職員

3) 実施方法

事前に収録した40分程度のセミナー（動画）をオンデマンド形式で公開した。配信期間中の視聴回数は制限しないものとした。

4) 申込み方法

オンラインフォームからの申込制とした。申込期間は2022年12月9日9時00分～12月15日17時00分であった。109名からの申し込みがあった。

5) 配信期間

セミナーは、2022年12月16日12時00分～12月28日17時00分までオンライン動画配信サービスを利用して配信され、107回再生された。

6) 内容

セミナーは2部構成で実施された。第1部は「大学等における障害学生支援の動向（基礎編）」（付録5-1）と題し、現在の障害学生支援に関する全国的な動向を伝え、本研究の背景となる部分を共有した。そのうえで、第2部は「大学コンソーシアム組織を対象とした質問紙・ヒアリング調査のレビュー」（付録5-2）とし、第4章にて実施した研究2の一部結果を報告した。

7) 事後アンケート

セミナーの最後にアンケートへ回答を任意で求めた。オンラインフォームから回答ができ、回収期間は2022年12月16日～2023年1月6日までとした。

5-3. フィードバック

事後アンケートは参加者のうち20名からの回答が得られた。回答の一覧は付録5-3に示した。以下、得られた回答の一部を抜粋する。

1) 第1部「大学等における障害学生支援の動向」に関する意見・感想

- ・障害のある学生の数が、年々かなり増加しているとのことで、実感として、やはりという感じでした。特に発達障害は増えているように感じています。
- ・合理的配慮の本来業務に付随しないところまでは対応義務はないという点において、村田先生がおっしゃった「これは断る理由なのではない。逆にこれ以外のことはすべて対応しなければならないということ。」という言葉が印象的でした。
- ・大変わかりやすい説明でした。合理的配慮について、私自身少し誤解していたところがあり、それに気付く良い機会となりました。スライドの最後に載せていただいた参考資料や関連ウェブサイトの方もぜひ今後の参考にさせていただきます。
- ・これから障がいのある受験生・就学生が増えていく現状がよく理解できました。
- ・「合理的配慮」の定義、構成要素、手続きの解説は、改めて頭の整理をすることに役立ちました。特に構成要素については、再認識しました。時間があれば、各構成要素の具体的説明例をいただければ、ありがたかったです。
- ・わかりやすく、障害学生支援がコンプライアンス「やるべきこと」であるという説明がされていて良かったです。是非上層部に聞いて欲しかったです。
- ・障がいのある学生の増加と共に合理的配慮の需要も高まっていると感じました。

2) 第2部「大学コンソーシアム組織を対象とした質問紙・ヒアリング調査のレビュー」に関する意見・感想

- ・単位互換の際の支援については、あまり考えたことがなかったのですが、調整は難しそうであると思いました。
- ・本学の地域でも担当者間の集まりがあればいい。教務課で勤務しても、コンソ＝単位互換のみのイメージです。
- ・地域性もありますが、大学コンソーシアムという組織の現状を知ることができるよい機会となりました。本学でも障害学生支援に全く関心のない教職員もいますが、大学コンソの底上げはすなわち各教職員の底上げとなり、近い将来に情報共有や支援に関する相互協力等ができればと思います。
- ・取り組みを実施している機関が少ないと感じました。個人的には、高校との連携イベントをされている取り組みについて知りたいと思いました。
- ・各地域等における規模の違いについてわかったような気がします。
- ・1つの大学で悩むのではなく、コンソーシアムで協力し発達障がいの支援を考えて行ければ良いと感じた。
- ・障害学生支援においてコンソーシアムでできることという観点は参考になり、希望が持てた。地方大学だと各大学間に距離があり、閉ざされた学校内では障害学生支援を行おうとしても、トップが後ろ向きだとなかなか「コンプライアンス」という認識が広がらず大変だが、外の目、外の情報が入るという環境設定が大切だと思った。

3) その他、研究に関しての意見・感想

- ・コンソーシアム内で障がい学生担当者を集め、座談会的なものをするだけでも大きく変わると思います。障がい学生支援は情報共有が大事で、本学は関わりのある大学の皆様から得た情報が本当に頼りになっています。コンソーシアム内で 7 割が何も取り組みをしていないことに驚きました。今後障がい学生支援に関する取り組みを行うコンソーシアムが増えることを願っています。
- ・コンソーシアム組織を活用した支援者の養成などにはメリットを感じるが、実施する組織の負担が少し心配。享受できるメリットの大小はあっても、それを上回る負担が生じないような工夫が必要ではないでしょうか。本学をはじめ近隣の高等教育機関で障害学生支援を専門に扱う部署を持っているところは少なく、目先の支援申請に対応するだけで現場の業務は年増加しています。
- ・各県にコンソーシアムがありますが、横の繋がりほとんどなく、このように他のコンソーシアムの取り組みを知ることができるのは大変ありがたいです。
- ・各地域におけるコンソ組織には自治体の力の入れ方にも違いがあるように感じています。そちらにもアピールできるようになればと感じています。

6. 実践2：公開セミナー

6-1. 目的

大学間連携組織（大学コンソーシアム等）の教職員および高等教育機関の教職員を対象としたオンライン（対面形式）でのディスカッション型のセミナーを開催し、障害学生支援の専門家および参加者を交えたディスカッションを行い、本調査の課題について検討することを目的とする。

6-2. 実施概要

セミナーは以下のとおり実施した。

1) タイトル

大学間連携組織と障害学生支援に関するセミナー

2) 対象

大学間連携組織（大学コンソーシアム等）の教職員および高等教育機関の教職員

3) 実施方法

オンライン（対面）のディスカッション型セミナー

4) 申込み方法

オンラインフォームからの申込制とした。申込期間は2023年1月9日9時00分～2月6日17時00分であった。23名からの申し込みがあった。

5) 開催日時

2023年2月10日15時15分～17時00分であった。

6) 内容

セミナーは2部構成で実施された。第1部は「大学間連携組織を対象としたアンケートおよびヒアリング調査から」と題し、本指定調査に関連する研究の進捗報告を行った。そのうえで、第2部は「大学間連携組織における障害学生支援に関する取り組みの可能性」と題したパネルディスカッションを行った。パネルディスカッションについては次節で詳述する。

6-3. パネルディスカッションの概要

セミナーの第2部は「大学間連携組織における障害学生支援に関する取り組みの可能性」と題したパネルディスカッションを行った。パネラーは、以下の4名であった。

- ・岡山大学 教育推進機構 池谷航介氏
- ・同志社大学 スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室 土橋恵美子氏
- ・大学コンソーシアム京都 副事務局長/学生支援事業部 河合孝一郎氏
- ・京都大学 学生総合支援機構 村田淳氏

パネルディスカッションでは、はじめに土橋氏より大学コンソーシアム京都の取り組みについて、池谷氏より大学コンソーシアム岡山の取り組みについて、話題提供があり、その後参加者を交えたディスカッションを行った。以下に、パネルディスカッションにおいて議論された内容を抜粋して報告する。

○大学コンソーシアム組織が障害学生支援に取り組むことについて

- ・各大学で実務を担う支援担当者がそれぞれの現場で試行錯誤しながら障害学生支援に取り組んでいる状況があり、支援担当者が集まる機会が設けられることで、さまざまな問題が解決できる。現場のニーズは高く、支援担当者が集まる場を提供したり、ネットワークを構築したりするうえで、大学コンソーシアム組織が貢献できる要素があると言える。
- ・組織として集まるからこそ、県などに対して働きかけることが可能となる。また、県や市と連携して動くことができるという点で、行政とのチャンネルとしても機能する。
- ・大学コンソーシアム組織を通じた大学間の連携に加えて、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターなど就労に関わる組織などと連携することが、障害の有無に関わらない若者の就労支援ともなりえる。
- ・大学コンソーシアム組織が主体となつて行う研修に関して、大学関係の教職員だけでなく、地域の小中学校や高等学校、特別支援学校の教職員が参加できるようにすることで、広く理解啓発とつながりえる。
- ・大学間では利害関係や競争関係があるので、実際には難しい面もあるが、コンソーシアム組織が横串となつて障害学生支援に関する取り組みを進めていくことが温度差、格差の是正につながるのではないか。

○大学間でのリソースシェアについて

- ・障害学生支援の研修を各大学で行うのではなく、共同開催することの良さがある。
- ・ノートテイクの養成講座などは、どこの大学も行うものであり、大学コンソーシアム京都では、テイカーの養成講座を共同開催した。しかし、スキルを身に付けても支援を必要とする学生がいなければ、そのスキルが活かされない。支援者の人材バンクのようなものを作ろうとしたこともあったが、予算や保険などの課題があり、実現には至っていない。ただ、講座で学んだノウハウを各大学に還元することはできている。
- ・担当者の情報交換も、合同で研修をするも、養成するもひとことであるというリソースシェアである。1大学に10～20人もおけるものではないので、1人でいかに頑張るかではなくて、その下にいかにシェアしていくかというところ。これはコンソーシアムがずっとやっていることで、そのためにできている。単位互換制度も一例であり、よその大学に出て、うちの大学にはない授業の単位をとって、それを卒業単位に含めるといった共同利用をしている。障害学生支援も単独でやらないといけないところがあるのは言う

までもないし、うちはできないのでリソースを全部借ります、は良くないかもしれないが、でも共有できるものは共有して、手を抜けるところは手を抜くことが、今後広い意味でも必要になってくると思う。

- ・障害学生の立場に立つと、選べる大学と選べない大学が存在している。リソースシェアで支援の担い手をどのように互助的に育成をしてどう保持していくかは、ローカルな取り組みはありながら非常に難しいところがあって、でも、こういうところに一歩進んでいかないといけない。例えば一人聴覚障害の学生がある大学に入学するとノートテイクの必要はあり、そこからスタートでノートテイクの技能を高めていくことになりますが、学生が一人きりで卒業したら、技術が無駄になる。行政的にフォローがないので、これまで大学コンソーシアム組織がなんとか互助的に保持してきた道のりだったし、足跡がついていることですが、持続可能とは言い切れない。
- ・テイカーのシェアには、交通費や保険、単価の違いなど課題はそれなりにある。ノートテイクは「情報保障の本質」について考えないといけないところだが、聴覚障害の学生が困っているからやっているというよりも、教育責任としてやらなくてはならないことである。大学の使命としてやらないといけないことなので、それを借りてきてボランティアとしてやるのは、責任をとっていることにならないこともある。責任の所在も明らかにしなければならない。人材バンクで派遣することにあってないかもしれないけど、議論する過程の中で横のつながりができていく。
- ・京都大学とつながりがあった私立大学の通信系課程で、スクーリングでの情報保障に必要な人手が足りないから、京都大学のテイカーに仕事を依頼する話が出たことがある。京都大学のテイカーに連絡を流したところ、何人かが参加してくれたということは起こっている。人材バンクができて、それがあれば大丈夫ということではなくて、それはその大学の責任で働いてもらうので、対価も払い、大学の責任で運営をしてもらっている。横のつながりができることの派生効果かなと思う。
- ・小規模の単科の私立大学の事例。学生が全部同じ授業をとっており、「空きコマ」という概念がない。なので、誠実に聴覚障害の学生の必須なこととして情報保障をやらないといけないからこそ、先生方が全シフトを組んで、聴覚障害学生の情報保障に着手しているケースがあった。学生からすれば、先生が横で打っていると思うと居眠りさえできないし、居眠りする権利はどう保障するのかという話にもなってくる。ただでさえ聴覚障害学生はノートテイカーのマンパワーが入っているということで、他の学生よりは授業に参加することに対して負荷がかかっている。ここでは先生がずっとサポートしてくれているということで、そもそも入りたいのかということにも影響が出てくる。そういうことが、大学の規模あるいは学部数などで、こういうことは起こっている。それをコンソミみたいところでリソースシェアをしていくことは、今まで培っていろいろなトライアルをしてきたが、起こってしまっている部分をコンソミみたいなものを一つのステップにしながらもう2つ先のステップにつなげたいと思う。

7. 考察

7-1. 研究結果の概要

本研究では、主に大学間連携組織が実施する各大学等における障害学生支援を促進させるための取り組み等について、調査研究および実践を行った。調査1では、各大学等のネットワークを強化するためのネットワーク事業の取り組みを調査し、リソースリストを作成した。調査2では、大学コンソーシアム組織による障害学生支援に関する取り組みを調査した。同時に実施できない、あるいは困難な団体に対して、その理由についても分析を試みた。それらの調査を踏まえて、実践1ではオンライン（オンデマンド型）のセミナー形式で調査結果の進捗報告を実施し、参加者から本研究に関する意見・感想を収集した。実践2では、オンサイト（対面）のディスカッション型のセミナーを開催し、専門家および参加者を交えたディスカッションを行い、本調査の課題について検討した。

以上の調査研究および実践を通して、本研究で得られた知見および今後の課題について考察する。

7-2. 大学コンソーシアム組織の取り組みモデル

図7-1に調査2のヒアリングを通して得られた、大学コンソーシアム組織が障害学生支援に関する取り組みを行う際の体制モデルを図式化した。

障害学生支援に関する取り組みの実施方法については、ヒアリング対象団体のすべてで加盟校が選出する協議会が設置されており、各種イベントの起点となっていることが確認できた。協議会が実施されていくなかで、ニーズが確認されていき、次のフェーズとして合同セミナーや各種イベントなどが実施されている（ただし、大学コンソーシアム熊本の例をみても、次のフェーズに移行しないことは決してネガティブなことではないことを確認しておく）。また、協議会の運営方法については、障害学生支援に携わる教職員が委員長などの立場に就く場合や議長を行う役目を輪番制で回す場合のいずれもみられ、地域の実情に合わせて実施すると良いことが確認できた。また輪番制等で行っていく場合、障害学生支援に関するノウハウが現状乏しい大学が担当になることもある。その際は、調査1で示したようなリソースマップから専門的ノウハウの助言を受け、運営することも方法の1つである。いずれにしても協議会の実施等に係る事務的バックアップ（主に日程調整や会場確保）は大学コンソーシアム組織から協力を受けることでスムーズに進みやすいことが示唆されており、大学コンソーシアム事務局と大学間の協議会が連携することは重要なことである。

各大学における障害学生支援の体制整備および合理的配慮の提供は各大学が責任を持って実施すべき事項であることに変わりはないが、同時に大学コンソーシアム組織で実施している事業に対して障害のある学生が参加を希望する場合は、大学コンソーシアム組織においても必要に応じた合理的配慮の提供責任が生じる。特に単位互換のような仕組みは双方に教育責任が生じている場合は、判断に苦慮するケースも報告されており、事前に枠組みを作っておくことが有効である。今回のヒアリングで、協議会が中心となって事前に申し

合わせ文書を作成している団体があり、好事例の1つといえる。本調査チームでは、ひな形となる申し合わせ文書を作成した（付録7－1）。ひな形をもとに各コンソーシアム団体でも申し合わせ文書を作成しておく、スムーズな対応に繋がるだろう。

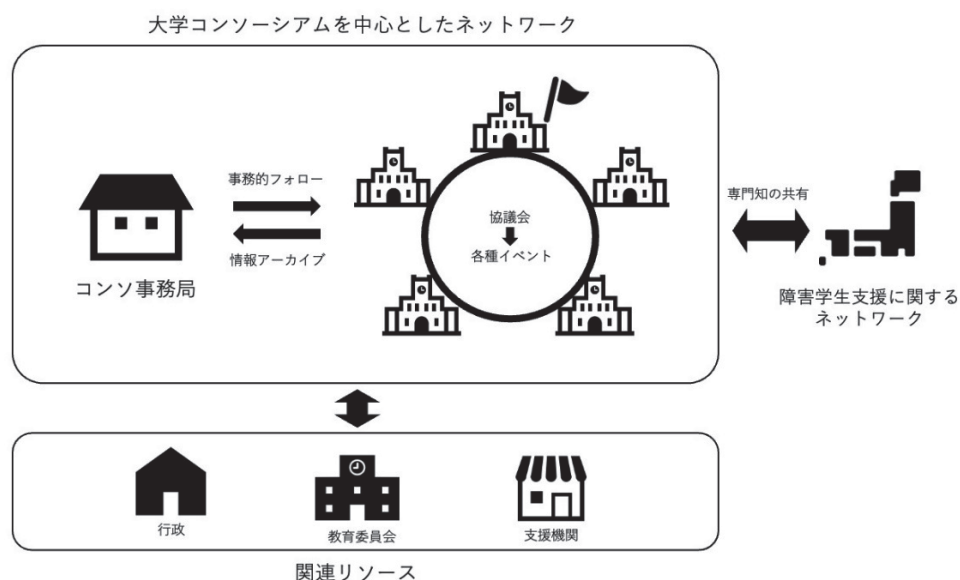


図 7-1 大学コンソーシアム組織と大学等の連携モデル

7-3. 今後の課題

本研究では十分に検討および実践ができなかった点として、①ニーズ惹起の方法、②実装に対する縦断的実践、が挙げられる。

大学コンソーシアム組織が障害学生支援に対する取り組みに困難を感じる要因の1つとして、「ニーズ不足」が挙げられた。ただ、調査2および実践1を通して、実践している大学コンソーシアム組織の実感および各大学における関心の高さは伺えており、ニーズの確認はできている。これらのニーズを各大学コンソーシアムがどのように収集し、取り組みに生かせるのか、本研究では十分な実践が行えておらず今後の課題である。

また、本研究は実態調査という側面も強かったため、実装していく過程の横断的検討ができていない。調査1ではいくつかの大学コンソーシアム組織において、今後実装を予定している組織があることがわかった。それらの組織には、本研究で得た知見が生かされることを期待したい。

8. おわりに

本報告書の冒頭で述べたとおり、障害のある学生に関する課題は高等教育機関や高等教育というカテゴリー全体のものであると考えている。高等教育の歴史のなかでさまざまな学生が学んできた経緯があるとはいえ、障害のある学生の存在やその対応が当たり前のものになっているとは言い難い。本研究では、高等教育機関のネットワークを通じて、それぞれの高等教育機関における障害のある学生への対応を後押しすべく、そのリソース情報の整理や大学コンソーシアム組織における取り組みの有効性・モデル提示を目的とした。その意味においては一定の成果があったといえるが、考察で述べたような課題は残されている。

何より、基本的にはそれぞれの高等教育機関が責任をもって取り組まなければならない課題であることをふまえると、必要なネットワークの構築や活用を模索しつつも、それぞれの機関において障害のある学生に対して十分対応できる仕組みをもつことを促進する必要があるだろう。もちろん、このような考え方・文化を醸成していくことに対しても、ネットワークの存在が寄与できる部分は少なくないため、これらの取り組みは今後も両輪で進められていくことが大切である。

最後に、本研究調査の機会を与えていただいた大学コンソーシアム京都に対して、また調査等へのご協力および各実践にご協力・ご参加いただいた皆さまに対して謝意をお伝えしたい。そして、本調査報告で得られた知見・情報等が、高等教育機関における障害のある学生の権利保障に少しでも寄与できるものになるよう期待して、本報告書のまとめとしたい。

【付録一覧】

- ・ 付録 3-1 リソースリスト
(第 3 章 調査 1：ネットワークの活用)
- ・ 付録 4-1 アンケート用紙
(第 4 章 調査 2：大学コンソーシアム組織の取り組み調査)
- ・ 付録 4-2 ヒアリングガイド
(第 4 章 調査 2：大学コンソーシアム組織の取り組み調査)
- ・ 付録 4-3 現地ヒアリングの結果
(第 4 章 調査 2：大学コンソーシアム組織の取り組み調査)
- ・ 付録 5-1 セミナー資料_障害学生支援の動向
(第 5 章 実践 1：大学コンソーシアム組織関係者向けセミナー)
- ・ 付録 5-2 セミナー資料_調査結果のレビュー
(第 5 章 実践 1：大学コンソーシアム組織関係者向けセミナー)
- ・ 付録 5-3 フィードバック一覧
(第 5 章 実践 1：大学コンソーシアム組織関係者向けセミナー)
- ・ 付録 6-1 セミナー資料_調査報告
(第 6 章 実践 2：公開セミナー)
- ・ 付録 6-2 セミナー資料_事例紹介／コンソ岡山
(第 6 章 実践 2：公開セミナー)
- ・ 付録 7-1 申し合わせ文書のひな形
(第 7 章 考察)

障害学生支援のための リソースリスト

Disability Resource List for students support

組織の分類

- ALL : 全般
- 👁️ : 視覚障害
- 🔊 : 聴覚障害
- 🌱 : 発達障害

GP : 優れた取り組み（グッドプラクティス）を行っているコンソーシアム組織

主なコンテンツ

E (Event) : セミナーや研修会などのイベント
R (Resource) : 冊子やWEB等による情報の提供
C (Consulting) : 教職員を対象とした相談事業
SD/FD : 教職員を対象とした研修
AT (Assistive Technology) : 支援機器の紹介や貸出
N (Network) : 支援ネットワーク構築

障害学生支援の体制整備を行うにあたって、活用できるリソースが全国にはいくつかあります。

本リソースリストは、障害学生支援に関する最新動向や事例等を参照できるリソース（各種ネットワーク事業等）をまとめています。

また、これらのリソースに加え、大学コンソーシアム組織におけるグッドプラクティスとして4事例を紹介しています。

本リストを通して、障害学生支援に初めて関わる教職員が必要な情報を得やすくなる等、各大学等における障害学生支援の発展に寄与することを目指しています。

Disability Resource Map

ALL JASSO ⇨

日本学生支援機構

E, R, C, SD/FD, N

ALL AHEAD JAPAN ⇨

全国高等教育障害学生支援協議会

E, R, SD/FD, AT, N

ALL PHED ⇨

東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム

E, R, C, SD/FD, AT, N

GP 大学コンソーシアム石川 ⇨

GP 大学コンソーシアム岡山 ⇨

GP 大学コンソーシアム熊本 ⇨

👁️ 障害者高等教育研究支援センター ⇨

筑波技術大学 障害者高等教育拠点事業

🔊 E, R, C, SD/FD, AT, N

🔊 PEPNet-Japan ⇨

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク

E, R, C, SD/FD, AT, N

🌱 RADD ⇨

筑波大学 教育関係共同利用拠点

「ダイバーシティ&インクルージョン教育拠点」

E, R, C, SD/FD, N

ALL HEAP ⇨

京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム

E, R, C, SD/FD, AT, N

GP 大学コンソーシアム京都 ⇨

次ページ以降に
各組織の詳細を
掲載しています

DISABILITY RESOURCE LIST

発行：2023年3月

作成：2022年度 大学コンソーシアム京都 指定調査課題（大学等における障害学生支援について大学間連携組織が果たす役割に関する調査研究）

協力：京都大学HEAP（高等教育アクセシビリティプラットフォーム） URL：https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/

01 | MAP

障害学生支援のための リソースリスト



E (Event) : セミナーや研修会などのイベント
R (Resource) : 冊子やWEB等による情報の提供
C (Consulting) : 教職員を対象とした相談事業
SD/FD : 教職員を対象とした研修
AT (Assistive Technology) : 支援機器の紹介や貸出
N (Network) : 支援ネットワーク構築

JASSO 日本学生支援機構	ALL 全般 E, R, C, SD/FD, N
--------------------------	------------------------------------

大学等高等教育機関の教職員向けの各種セミナーや研修会の開催、障害学生支援に関する調査の実施、ハンドブックの作成等を通じた情報提供を行っている。また、障害学生修学支援体制の整備を目的とした「障害学生修学支援ネットワーク」拠点校において大学等からの様々な相談に応じる取り組みや、大学・機関の動向に関する情報提供などを行っている。

主なコンテンツ

- ・ 障害学生支援に係る各種セミナー
- ・ 障害学生支援に関する調査及び紛争の防止・解決等のための事例集
- ・ 「合理的配慮ハンドブック」等による障害学生支援に関する情報提供
- ・ 障害学生修学支援ネットワーク
- ・ 大学・機関の動向に関する情報提供

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
日本学生支援機構 青海事務所 学生生活部 障害学生支援課
TEL : 03-5520-6173 E-mail : shienka02@jasso.go.jp
https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/



AHEAD JAPAN 全国高等教育障害学生支援協議会	ALL 全般 E, R, SD/FD, AT, N
---------------------------------------	-------------------------------------

高等教育機関における障害学生支援に関する相互の連携・協力体制を確保するとともに、実践交流を促し、障害学生支援に関する調査・研究及び研修・啓発を行って実務への還元を図り、もって大学における障害学生支援の充実並びに学術研究の発展に寄与することを目的とした事業を行っている。

主なコンテンツ

- ・ 全国高等教育障害学生支援協議会 全国大会
- ・ 協議会誌「高等教育と障害」
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と高等教育機関における障害学生支援に関する声明文
- ・ 新型コロナウイルス対策関連情報

〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1
東京大学 先端科学技術研究センター3号館311号室
TEL : 03-5452-5228 E-mail : secretary@ahead-japan.org
https://ahead-japan.org/



PHED 東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム	ALL 全般 E, R, C, SD/FD, AT, N
---	--

2017年度から東京大学が取り組んでいるプロジェクトであり、将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームを形成し、1.障害学生支援スタンダードの構築、2.キャリア移行と就労支援、3.障害学生のエンパワメント、という3つの柱を立てて、全国の大学・自治体・企業と連携した体制構築を進めている。

主なコンテンツ

- ・ 相談事業
- ・ 障害学生支援スタンダード : QI (Quality Indicator)
- ・ テーマ別専門部会 : SIG (Special Interest Group)
- ・ 専門的研修 : CBI (Capacity Building Institute)
- ・ タウンミーティング
- ・ AT (支援機器) ライブラリー

〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1
東京大学 先端科学技術研究センター
社会包括システム分野 3号館312号室
TEL : 03-5452-5443 E-mail : phed@at.rcast.u-tokyo.ac.jp
URL : https://phed.jp/



HEAP 京都大学 高等教育アクセシビリティプラットフォーム	ALL 全般 E, R, C, SD/FD, AT, N
--	--

大学等における障害学生支援の温度差の是正、ネットワーク構築などを目的とし、相談事業のほか、さまざまな規模やカテゴリーのネットワーク構築を目指した取り組みを行っている。HEAPは京都大学が「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」（文部科学省・2017年度～2019年度）に採択されたことを契機に発足。現在は広島大学・大阪大学・筑波技術大学が連携校として参画し（2022年4月時点）、事業に取り組んでいる。

主なコンテンツ

- ・ 相談事業、Q&Aデータベース
- ・ AT ライブラリー、Tips+動画の公開
- ・ 地域ネットワークに関する事業（グッドプラクティス、地域リソースリストのモデル作成）
- ・ 専門職に関するコンテンツ、中高生向けコンテンツ

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学 吉田キャンパス本部構内
教育推進・学生支援部棟（旧石油化学教室西館）3階
TEL : 075-753-5707 E-mail : heap@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp
URL : https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/



障害学生支援のための リソースリスト



E (Event) : セミナーや研修会などのイベント
R (Resource) : 冊子やWEB等による情報の提供
C (Consulting) : 教職員を対象とした相談事業
SD/FD : 教職員を対象とした研修

AT (Assistive Technology) : 支援機器の紹介や貸出
N (Network) : 支援ネットワーク構築

障害者高等教育 研究支援センター

筑波技術大学 障害者高等教育拠点事業



E, R, C, SD/FD, AT, N

障害者高等教育研究支援センターは、2010年から文部科学省より障害者高等教育拠点として継続認定を受けている。筑波技術大学の教育活動を通して得られた指導・支援ノウハウの提供により、全国の大学に在籍する聴覚・視覚障害学生の修学環境の整備・向上に寄与することを目的として、各大学からの相談への対応、教育コンテンツ・情報保障技術の提供、SD/FD研修会の開催、各種講習会への講師派遣等を実施している。

主なコンテンツ

- ・聴覚障害学生支援や指導に関するコンテンツ（体育・スポーツの指導における配慮）他
- ・視覚障害学生支援に関するコンテンツ（拡大読書器の活用）他
- ・障害学生支援に関する情報や事業担当者によるコラムを掲載したメールマガジン

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15
筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター
障害者高等教育拠点事務局
TEL : 029-858-9483 E-mail : krk-net@ad.tsukuba-tech.ac.jp
<https://krk-ntut.org/>



PEPNet-Japan

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク



E, R, C, SD/FD, AT, N

全国の高等教育機関で学ぶ聴覚障害学生の支援のために立ち上げられたネットワークで、事務局が置かれている筑波技術大学をはじめ全国の会員大学・機関の協力により運営されている。聴覚障害学生支援に関するコンテンツの開発・提供や研修会・シンポジウムの開催の他、各種相談に対応しており、支援体制構築や支援事例の情報提供、支援技術の指導・助言、支援機器の貸出、講師派遣など、あらゆる側面からバックアップしている。

主なコンテンツ

- ・日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム
- ・聴覚障害学生支援に関する冊子教材
- ・聴覚障害学生支援に関する映像教材
- ・聴覚障害学生支援MAP「PEPナビ」
- ・オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集

〒305-8520 茨城県つくば市天久保4-3-15
筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター
PEPNet-Japan事務局
TEL : 029-858-9438 E-mail : pepj-info@pepnet-j.org
<https://www.pepnet-j.org/>



RADD

筑波大学 教育関係共同利用拠点
「ダイバーシティ&インクルージョン教育拠点」



E, R, C, SD/FD, N

多様な学生（発達障害、身体障害、LGBTQ等）への支援の充実に向けて、全国の大学等における教職員を対象としたSD/FD研修の開催や支援リソースの提要など、大学等の対応能力を向上するための活動を行っている。特に、発達障害学生支援に関する取り組みについて、「発達障害学生支援プロジェクト（RADD）」として、発達障害を含め、さまざまな特性（カラー）をもった学生が豊かな学生生活を送れるようにするための研究・実践プロジェクトを推進している。

主なコンテンツ

- ・全国の大学等教職員を対象とした「SD/FD研修会」
- ・「多様な学生支援e-learning」
- ・支援情報データベース「Learning Support Book」
- ・発達障害啓発マンガ、啓発イラストの公開・頒布
- ・他大学等の教職員とオンラインで相談・交流「RADDネット」
- ・他大学等の教職員からの「個別の相談対応」

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学 人間学系棟A
TEL : 029-853-3889 E-mail : radd-info@un.tsukuba.ac.jp
<https://dac.tsukuba.ac.jp/radd/>



Please wait for updates.

障害学生支援の発展のために、
今後もリストを拡充していくことを
目標としています。

グッドプラクティス

大学コンソーシアム組織における取り組み



大学コンソーシアム石川



取り組みの概要

主な事業の1つとして、「障がい学生等共同サポート事業」が位置付けられており、各高等教育機関の障がい学生支援を支える事業として、啓発セミナーや支援者の情報交換会等を実施している。

取り組みによる効果・意義

障がい学生支援に関する加盟校からのニーズは年々高まっており、県内ネットワークができるというのは大きなメリットである。情報交換会を通して支援者同士が繋がることで、互いに相談できる関係となっており、情報の共有や困難事例の共有などができている。

取り組みを始めるまでの経緯

大学間連携共同教育推進事業『学都いしかわ・課題解決型グローバル人材育成システムの構築』（2012～2016年度）において実施した障がい学生等支援事業が基盤となり、事業終了後、コンソーシアム石川が事業を継続している。

取り組みの実施方法

コンソーシアム事務局内の担当職員と金沢大学の支援担当者と連携することで専門的リソースをカバーしながら取り組んでいる。

大学コンソーシアム京都



取り組みの概要

障害学生支援に関する取り組みが中期計画に位置付けられており、関西障がい学生支援担当者懇談会（KSSK）やテーマ別研修会、ノート・パソコン（PC）テイクカー養成講座などを実施している。

取り組みによる効果・意義

情報交換の機会があることに意義があり、ネットワークの必要性を感じる。担当者を集めるだけでも十分ニーズを満たしている。担当者が欲しい情報は相互性があり、学生の生活圏が重なっているからこそ、相互連携をするメリットが大きい。

取り組みを始めるまでの経緯

現在の実施体制に至る前から有志の集まりとして支援担当者の情報交換会等が行われており、その後事務局業務をコンソーシアム京都が引き継ぐ形となった。

取り組みの実施方法

コンソーシアム組織に障害学生支援の専門家を配置することは難しく、事務局では専門性を担保できない。そのため、加盟校の中で先進的に取り組んでいる大学等と連携して進めている。

大学コンソーシアム岡山



取り組みの概要

「障がい学生支援委員会および情報交換会」を年2～3回開催している。委員会では、障がい学生支援研修会の開催に向けた審議や報告を行い、その他各校が協力して行える取組について相談している。情報交換会では、委員による近況報告、情報交換、難事例の共有等を行っている。その他「障がい学生支援研修会」を年に1回実施している。

取り組みによる効果・意義

委員会内で各大学が有する情報を共有することで、県内の全大学で情報の遅れを補いやすい。

取り組みを始めるまでの経緯

岡山県全体の障害学生支援の向上、障害学生支援のネットワークの形成を目的に、障がい学生支援委員会を立ち上げており、委員は加盟校（全18大学）から選出されている。

取り組みの実施方法

障害学生支援の専任の教職員が配置されている大学が中心となり運営している。取り組みに関わる事務的な部分に関してはコンソーシアム職員が担っている。

大学コンソーシアム熊本



取り組みの概要

大学コンソーシアム熊本の中期計画（2019～2023年度）で定めて活動指標に則り、セミナー（勉強会・講演会）、テーマを設定した意見交換会や各校の課題を共有し合う情報交換会など、年3回の取り組みを計画的に実施している。その他、加盟校の担当者間のメーリングリストもある。

取り組みによる効果・意義

コンソーシアム組織は情報提供のハブの役割を果たしている。他大学の状況を聞いて、自校の状況を見直すなど、各大学間の温度差の調整のような役割となっている。

取り組みを始めるまでの経緯

大学コンソーシアム熊本の取り組みは、各大学の障害学生支援の事例をまとめた「ハンドブック」を作成することから始まった。作成過程で大学間の連絡関係ができ、現在の障がい学生支援連絡協議会へと発展している。

取り組みの実施方法

協議会の座長は加盟校が持ち回りで務め、事務連絡や会場確保などの庶務を大学コンソーシアム熊本がバックアップしている。

「大学コンソーシアム組織における障害学生支援に関する課題」の調査協力をお願い

標記のとおり、全国の大学コンソーシアム組織を対象とした質問紙調査を行います。ご多用の中、大変恐縮ではございますが、下記の説明文書をお読みいただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、本調査は、2022年度「大学コンソーシアム京都 指定調査課題」の採択を受けて行うものです。

1. 研究の目的

障害のある学生に対する修学支援（教育上の合理的配慮等）は、各大学等における重要な課題であるにもかかわらず、現状においては取り組み状況の差は小さくありません。一方で、過渡期である分野の性質上、各大学等のみで対応するには専門性・ノウハウ・資源等の蓄積に限界があるため、各大学等が連携して課題解決するスキームが有効であると考えています。本研究では、主に大学コンソーシアム組織が実施する各大学等における障害学生支援を促進させるうえでの課題等について、調査研究を行います。

2. 調査方法

20分程度の質問紙調査です。その後、本調査をもとにヒアリング調査の依頼をお願いすることがございます。

3. 研究により期待される便益

質問紙へ回答されても、直接的な便益はありません。研究成果を共有することで、今後の障害学生支援に関する取り組みの発展に貢献していただけたと考えます。

4. 研究の予想される効果と不利益について

質問紙への回答により、貴団体の障害学生支援に関する取り組みの状況を再確認することはありますが、不利益は生じません。

5. 研究の参加とその撤回について

質問紙への回答に同意されない場合でも不利益は生じません。ご送付・返信後の同意の撤回も自由です。

6. 研究への参加の同意について

質問紙に回答し、ご送付・返信されたことをもって、研究に同意されたものとみなします。

7. 個人情報の取扱いについて

今回の質問紙にて得られたデータは統計的に処理し、個人情報が特定されることもありません。データの保存は厳重に行います。なお、取り組みの事例等を紹介させていただく場合は、事前に紹介方法等についてご相談させていただきます。

8. データの二次利用について

ご回答いただいたデータは、今回の研究課題にのみ使用します。

9. 研究担当者と連絡先

研究責任者：京都大学 学生総合支援機構 准教授 村田 淳

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 E-mail: murata.jun.4v@kyoto-u.ac.jp

研究協力者：京都大学 学生総合支援機構 特定助教 宮谷 祐史

長崎国際大学 人間社会学部 助教 向晃 佑

【回答者について】

機関名	
部署名／職名	
担当者名	
住所	
電話番号	
E-mail	

【障害学生支援に関する取り組みの有無】

障害学生支援に関する取り組み（研修会やイベントなど）に関する 2021 年度までの実施実績をお伺いします。※本研究における「障害学生支援に関する取り組み」とは、障害のある学生に対する修学支援（担当者会議、関連講座、研修等）をはじめとする、高大接続（大学等と高校・特別支援学校高等部との連携を目指した事業）および社会移行（インターンシップ等の就職支援）を含んだ取り組みを指しています。ただし、高大接続および社会移行の取り組みに関して、**主に障害のある大学生を対象としたもの**に限ります。

- ・以下の項目について☑を付けて回答し、指定のシートに続けてご回答ください。

障害学生支援に関する取り組みの実績の有無

☐ 有 →以降は【シート A：取り組み実績あり】にご回答ください。

☐ 無 

障害学生支援に関する取り組みを今後実施する予定

☐ 有 →以降は【シート B：取り組み実績なし/実施予定あり】にご回答ください。

☐ 無（困難）→以降は【シート C：取り組み実績なし/実施予定なし（困難）】にご回答ください。

【シート A：取り組み実績あり】

1. 実績のうち「計画的な取り組み」（例：障害学生支援に関する事業として年次計画などに位置づけられている）がある場合、その事業概要および頻度を教えてください。

2. 実績のうち「単発的な取り組み」（例：研修テーマの1つとして障害学生支援を取り扱ったことがある）がある場合、その事業概要を教えてください。

3. 上記でご記入いただいた事業について、各取り組みの実施にかかるコスト（人的・金銭的）を教えてください。

4. 取り組むことで得られた（得られている）効果を教えてください。

5. 本調査のとりまとめ結果及び関連情報の送付希望 ☐有 / ☐無

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【シート B：取り組み実績なし/実施予定あり】

1. 取り組んでいない理由（項目）に☑を付けていただき、その理由について補足事項があれば各項目の下にご記載ください。※複数回答可

☐ コンソーシアム組織として取り組むメリットがわからないため

→補足事項：

☐ メリットはわかるがどのようなことに取り組めばよいかわからないため

→補足事項：

☐ 障害学生支援に関する専門的人材が不足しているため

→補足事項：

☐ コンソーシアム組織として取り組みを進めるためのリソースが不足しているため

→補足事項：

☐ その他（ ）

→補足事項：

2. 取り組み可能性のある事業（項目）に☑を付けてください。※複数回答可

☐ 大学教職員（実務者）を対象としたセミナー・懇談会

☐ 学生（障害のある学生や学生サポーター）を対象としたセミナー

☐ 障害のある高校生等を対象とした取り組み

☐ 障害のある学生等を対象とした社会移行支援（インターンシップ等）

☐ 何をしてよいかわからない

☐ その他（ ）

2－1. 取り組むにあたって想定されるコスト（人的・金銭的）を教えてください。

2－2. 取り組むことで期待している効果を教えてください。

3. 本調査のとりまとめ結果及び関連情報の送付希望 ☐有 / ☐無

質問紙は以上です。ご協力ありがとうございました。

【シート C：取り組み実績なし/実施予定なし（困難）】

1. 取り組んでいない理由（項目）に☑を付けていただき、その理由について補足事項があれば各項目の下にご記載ください。※複数回答可

☐コンソーシアム組織として取り組むメリットがわからないため

→補足事項：

☐メリットはわかるがどのようなことに取り組めばよいかわからないため

→補足事項：

☐障害学生支援に関する専門的人材が不足しているため

→補足事項：

☐コンソーシアム組織として取り組みを進めるためのリソースが不足しているため

→補足事項：

☐その他（ ）

→補足事項：

2. 予定がないおよび検討困難な理由（項目）に☑を付けていただき、その理由について補足事項があれば各項目の下にご記載ください。※複数回答可

☐コンソーシアム組織として取り組むメリットがわからないため

→補足事項：

☐メリットはわかるがどのようなことに取り組めばよいかわからないため

→補足事項：

☐障害学生支援に関する専門的人材が不足しているため

→補足事項：

☐コンソーシアム組織として取り組みを進めるためのリソースが不足しているため

→補足事項：

☐その他（ ）

→補足事項：

3. 本調査のとりまとめ結果及び関連情報の送付希望 ☐有 / ☐無

質問紙は以上です。ご協力ありがとうございました。

ヒアリングシート

対象機関：

調査日：2022 年 月 日（ 曜）

調査者：* * * * *

調査方法：現地ヒアリング

0. 本研究の目的について説明

1. 障害学生支援に関する取り組み事項の確認〔質問紙回答をもとに内容を確認する〕
2. 障害学生支援に関する事業実施の経緯〔加盟大学からのニーズがないという意見に対して〕
3. 上記事業の実施方法〔コンソ組織内の（人的・専門的）リソース不足という意見に対して〕
4. 実施による効果、コンソーシアム組織が取り組む意義〔障害学生支援はコンソがすべき事項ではないという意見に対して〕
5. 報告書への掲載の可否について〔内容については公開前に照会する〕

＜大学コンソーシアム石川＞

1. 障害学生支援に関する取り組み事項

「障がい学生等共同サポートセンター事業」として、各高等教育機関の障がい学生支援を支える事業として、各高等教育機関の障がい学生支援事業をサポートする啓発セミナーや障がい学生および卒業生の集い等を実施している。

→大学コンソーシアム石川が取り組む主な事業として、障がい学生等共同サポート事業が位置付けられている。

- ・「障がい学生支援に関する情報交換会」（活動報告、各機関の現状に関する情報交換）

→平成 25 年度以降、毎年開催している（新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け令和 2 年度以降はオンライン開催。）コンソ加盟校より各校 1 名以上参加をするよう求めている、今年度の参加者は 25 名程度。金沢大学とコンソ事務局で日程を調整し、各校にお知らせするという形式をとっている。

- ・「障がい学生支援セミナー」（毎年講師を招聘）を年 1 回計画・実施している。

→平成 25 年度以降、毎年開催している（新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け 2020 年度は開催なし）。他県から講師を招聘する形式での開催だけでなく、県内の行政組織や支援機関の担当者を講師としたセミナーを実施しており、県内の支援ネットワーク作りに寄与している。加盟校のニーズを踏まえ、金沢大学の支援担当者がテーマや講師を検討し、事務的な手続き等に関してコンソ事務局が担うといった形で進めている。希望の加盟校との共同 FD として開催する場合もある。

- ・「障がい学生支援に関係する書籍の購入・貸し出し」。年度当初に書籍の購入（3 冊）。

→購入した図書は金沢大学に保管しており、加盟校からの貸出希望に応じている。

2. 障害学生支援に関する事業実施の経緯

・障がい学生等共同サポート事業は、大学間連携共同教育推進事業『学都いしかわ・課題解決型グローバル人材育成システムの構築』（平成 24 年度～平成 28 年度）において実施した障がい学生等支援事業が基盤となり、事業終了後、コンソーシアム石川が事業を継続している。障がい学生支援に関する加盟校からのニーズは年々高まっている。特に私学における合理的配慮提供の義務化が迫る中、支援体制が十分に構築されていない大学（特に中小規模大学）においてどのように支援体制を構築していくのが課題となっている。

・高等教育機関の集積度が高く（人口当たりの学校数は全国 1 位、学生数は 3 位）、大学間連携のしやすさ（地理的要因や雰囲気）がある。

3. 上記事業の実施方法

・コンソ事務局内の職員（7 名）は、それぞれ担当事業を複数抱えながら対応している。障がい学生支援事業担当者も他の事業を担当しながら対応しているが、金沢大学の支援担当者と連携することで専門的リソースをカバーしながら十分に対応できている。

4. 実施による効果、コンソーシアム組織が取り組む意義

- ・県内ネットワークができるというのは大きなメリット。情報交換会を通して支援者同士が繋がることで、互いに相談できる関係となっている。情報の共有や困難事例の共有などができている。

- ・地域への還元という点でもメリットがある。出口の問題（障がい学生の就労）があるが、障がい学生の支援に関わる行政機関や支援機関と大学との連携が強化されることは、コンソーシアム組織が取り組むことで、どこかに負担が集中することのない動きやすさがある。

<大学コンソーシアム京都>

1. 障害学生支援に関する取り組み事項

弊財団の年次計画「第5ステージプラン」（2019年度～2023年度）の柱の一つに「大学教職員の能力開発と交流機会の充実」を設けており、その中に障がい学生支援事業を位置づけ以下の事業を展開している。

→障害学生支援に関する取り組みが中期計画に位置付けられている。今後も継続するが、障がい学生支援のターゲットは、学生だけではなくため枠組みを変えることを検討している。

・関西障がい学生支援担当者懇談会（KSSK）（年2回）：実務者目線を基本理念に、障がい学生支援に関するさまざまなテーマで活発な議論、意見や情報の交換、ネットワークづくりを行うための実務担当者の懇談会。

→年2回実施している。メーリングリストもある。登録実数はわからないが、個人登録と機関登録で80くらいはいる。元々はコンソ外部の組織（支援担当者の有志の集まり）であって、安定的な運営も模索する過程でコンソが事務局を担うことになった。KSSKの運営はコンソのなかに位置づけられている障がい学生支援企画検討委員会に紐づく KSSK 幹事会が担い、コンソ事務局はバックアップを担っている。

・テーマ別研修会（年1回）：大学教職員を対象とした障害を持つ学生支援に関する研修会。障がい学生支援担当者に限定することなく大学において障がい学生支援に関わる多様な立場の教職員が意見交換する場としてテーマを設定する（テーマ例：災害、入試）。

→直近の研修会は約60人の参加があり、オンライン開催ということも影響して他地域からの参加も多かった。加盟校の参加がそこまで多くないことが懸念点。

・ノート・パソコン（PC）タイカー養成講座（年1回）：学生、教職員に向けたノート・パソコン（PC）タイカーの養成講座。

→今年度は、タイカー養成講座の実績のある大学を講師に事例を紹介、聴覚障害のある学生から実体験を通して感じたことなどをお話いただき、背景や意義を確認し各校における養成講座の開き方について検討する機会を作ることを目的とする講座とした。

・大学における障がい学生支援に関する懇談会（年1回）：障がい学生支援に関して高等学校や特別支援学校と大学において障がい学生支援に携わる教職員の情報交換、交流を目的とした懇談会。

→HEAP（京都大学高等教育アクセシビリティプラットフォーム）と協力して行っている。高校の先生や教育委員会に向けて企画を実施するときに、1大学のみで行うのは難しい。公共性の高いネットワークを活用したいという経緯もあり、コンソとHEAPの協力で行っている。

・情報公開、提供（ホームページ）。

2016 年度に実施された弊財団指定調査課題にて提供された 3 大学（京都大学・京都産業大学・同志社大学）の資料として、障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）、コーディネーター業務、障がいのある学生の提出書類（配慮申請書など）、支援学生関係の書類や機器管理関係の書類を申請に基づき提供している。

参考 URL：<https://www.consortium.or.jp/project/dss/dssformat>

また、障がい学生支援に関する関連機関のリンクをまとめている。

2. 障害学生支援に関する事業実施の経緯

担当者会議（情報交換会、年 2 回）を平成 20 年あたりからコンソ京都主催で実施しており、ノートテイク講座を開催していた。同時に KSSK という有志の集まりもあったが、KSSK は世話人が年次企画を担い、事務局も兼ねていたため、年々負担感が増えていた。コンソが主催する担当者会議も形骸化してきたこともあり、担当者会議と KSSK の合併に至った。

次に、テーマ別研修会の開催に至る。2016 年に大学コンソーシアム京都が指定調査課題を実施し、施設のバリアフリー化に関する情報集約等を行ったが担当者に知ってもらわないと意味がないと言う意見があり、施設担当者向けに研修会を実施し 20～30 人集まった。これが発端となっている。

翌年度以降、年次計画に組み込まれるようになり、支援担当者以外の人を対象とした研修会を実施するようになった。

3. 上記事業の実施方法

・年に 2 回（6 月と 12 月）企画検討委員会が実施される。1 回目で全体の取り組みをある程度決めて、2 回目は 2 回目の KSSK と翌年度のことを決めていく。事務局と運営対応者で細かく詰めていく。

→加盟校との共催でやっているメリットとしては、事務局だけでやるとなると、講師等を誰にお願いしたらいいのかわからない。企画検討委員や KSSK 幹事のご意見を伺いながらであるから、実施できている。コンソ内部に障害学生支援の専門家は配置できないので、加盟校の中で先進的にやっているところと連携しながら勧めていくからこそできている。

→専門的なノウハウは連携で補っている。業務過多になり、担当者を置くようになった。年間にこれくらいのイベントをするとすると、担当者を置かないと担えない。担当窓口を置くことで、ニーズも汲み取れる。

4. 実施による効果、コンソーシアム組織が取り組む意義

情報交換の機会があることの意義はもちろん、（KSSK で集まるのが普通になっている）、ノウハウやスキルをシェアできることになっているから、1 大学が他大学を引っ張っていくのは現実的ではない。ただし、事務局では専門性を担保できないが、各地域で先駆的に取り

組んでいる担当者がカバーするのがいい。年2回程度のイベントであれば、コンソが事務局としてバックアップするのはできる。

ネットワークの必要性を感じる。担当者を集めて、「どうぞしゃべってください」くらいでも十分ニーズを満たしている。実際にアンケートにはいろいろと希望が書かれており、ニーズを聞いて企画ができる。担当者が欲しい情報は相互性がある。学生の生活圏が重なっているからこそ、相互連携をするメリットが大きい。

<大学コンソーシアム岡山>

1. 障害学生支援に関する取り組み事項

・「障がい学生支援委員会および情報交換会」：年2～3回開催し、前半の委員会では、障がい学生支援研修会の開催に向けた審議や報告を行うとともに、その他各校が協力して行える取り組みについて相談している。後半の情報交換会では、委員による近況報告、情報交換、難事例の共有、相談等を行っている。

・大学コンソ岡山は、県内の全18大学が正会員として、6つの短大・高専等が特別会員として加盟している。

・障がい学生支援委員会は2013年度から発足している。

・障がい学生支援委員会の委員は、全18大学から選出されている。委員の中には、所属大学の障がい学生支援の部署で専任教職員として勤務する者もいるが、大半の委員は障がい学生支援以外を本務とする教職員である。

・委員会の部屋の確保やメール連絡のような実務的な部分は、コンソ事務局が担っている。

・研修会開催以外では、これまで、委員内での「重度訪問介護対象者の大学での修学支援調査」を行い、結果の共有を行ったり、岡山県内の大学進学を目指す高校生向けに、岡山県内の全大学の支援窓口情報をまとめた「障がいのある学生への支援窓口一覧」を作成した（岡山県のHPに掲載）。

・情報交換会では、各校の近況報告が主ではあるが、その中で出てきた事例や話題について、委員同士での相談や情報提供が行われている。また、各校の情報交換については、大学コンソ岡山のHP内に情報共有サイトが作成され（委員のみ閲覧可能）、各委員が自校の支援に関する情報を随時更新している。

・「障がい学生支援研修会」：年1度開催（岡山大学障がい学生支援室と共に主催）。

・毎年8月または9月に開催している。元々は県内の高等教育機関の関係者をターゲットにしていたが、数年前から初中等教育・特別支援教育の教職員や、関係支援機関の方にも障害学生支援の情報を知ってもらいたいと思い、間口を広げた。オンライン開催となった2020年度からは、全国的にも案内している。

・参加者層はテーマによる。教育実習関連のテーマのときは初中等教育、キャリア関係のテーマのときは就労支援機関の参加者が多かった。ただ、毎回のメイン層は高等教育機関の教職員である。

・テーマ決めは研修会で収集した事後アンケートをもとに、委員会（2月）で相談している。2014年度や2022年度の研修会のように、委員会メンバーが話題提供者として登壇することもある。委員会での繋がりががあるため、各委員に話題提供や講師依頼などもしやすい。

・「社会への一歩サポートフェス」：年1回開催（岡山市障害福祉課、岡山大学障がい学生支援室、岡山市障害者自立支援協議会就労支援部会と共に主催、大学コンソーシアム岡山就職

支援委員会が協力)。大学コンソーシアム岡山は2018年度～2021年度の開催で、主催や協力に入る。多様な就労支援機関が参加し、各機関の説明会およびブースを設けての個別相談会を行う。

- ・岡山障害者職業センター、岡山障害者就業・生活支援センター、岡山市就労移行支援事業所連絡会、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、県立南部高等技術専門校、ハローワーク岡山専門援助部門、おかやま新卒応援ハローワーク、おかやま地域若者サポートステーション、おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェ）等が参加

- ・岡山市の障害福祉課の方が岡山大学に立ち寄られたのがきっかけ。大学担当者が地域の事業所（特に就労移行支援事業所）を把握できていない、あるいは把握していたとしても一部の事業所のみで、多様な事業所の強みや特徴をよくわかっていないことが問題意識としてあった。最終的には、就労移行支援事業所だけでなく、他のさまざまな就労支援機関の特徴も含めて紹介し合う取り組みとして実施することとなった。

- ・内容は年度ごとに試行錯誤しているが、前半に全体セミナー、後半にブースにわかれての各支援機関の説明会や個別相談会という形をとる場合が多い。

- ・元々は、大学の教職員や、大学生への啓発を意図していたが、これまで大学関係者の参加は少なく、フリースクールの生徒や教員、引きこもりの当事者や家族、支援者等、大学以外からの参加者が多い。

2. 障害学生支援に関する事業実施の経緯

- ・どの大学でも、障害学生支援に関する人的資源、物的資源、予算、情報等、十分なりソースがあるわけではなく、足りない部分を近隣の大学同士で協力しながら補っていく意義は大きい。

- ・明確なきっかけは定かではないものの、コンソーシアム岡山の障がい学生支援委員会も、岡山県全体の障害学生支援の向上、障害学生支援のネットワークの形成を目的に立ち上げられた。

3. 上記事業の実施方法

- ・大半の委員は、兼務で障害学生支援を行っており、県全体の障害学生支援まで引っ張っていく役割を担うのは難しい（特に大学数の少ない地方においては）。そのため、少なくとも当面は、障害学生支援の専任の教職員が配置されている国立大学が中心となって運営していく形が望ましいと思われる。地域貢献を行うのは国立大学の責務であることを考えれば、国立大学が県全体の障害学生支援のスキルアップに貢献し、県内の障害を有する高校生が県内のどこの大学にいても必要な学修環境が提供されるような環境を整えるのに寄与するのは、ある意味当然ともいえる。

- ・実際に委員長として行う業務は、年2～3回の委員会開催と、年1回の障がい学生支援研修会の開催が主であり、業務量が多いわけではない。

・日程調整や資料作成、場所確保、各種案内や広報等、事務的な部分をコンソーシアムの職員さんが担ってくれるのも大きい。仮に担当職員がおらず、委員長の事務的な負担が大きくなるようであれば、委員同士で役割分担もしつつ、年に2回の委員会を開催するだけでも、大学間の横のつながりを作れるメリットはあると考える。

・イベントの案内・広報や、日々の困りごと相談を目的としたメーリングリストが委員会で作成されており、メール上でのやり取りを通したネットワーク形成も目指されている。しかし、実際には、たまに各委員からのイベント告知が行われる程度で、今のところ積極的に相談しあう等の活発なやり取りは行われていない。MLの活用方法については、今後の課題である。

4. 実施による効果、コンソーシアム組織が取り組む意義

・特に地方は、障害学生支援に関する専任担当者が配置されていない大学が多く、障害学生支援に関する情報が遅れやすい。その点、委員会内で各大学が有する情報を共有することで、県内の全大学で情報の遅れを補いやすい。

・また、県内の全大学が加盟しているコンソーシアムというインパクトは大きい。例えば以前、重度訪問介護対象の学生に対する支援の必要性について、市の障害福祉課に相談に行ったことがあった。その際の資料として、委員会内で重度訪問介護対象の学生に関する在籍状況や支援状況についてアンケート調査を行い、その結果をまとめて持参した。1大学だけの状況を伝えるよりも、県内の全大学の状況をまとめて支援の必要性を伝えた方が、説得力はあったように思われる。

・コンソーシアムでなくても、別の形でネットワーク形成ができるのであれば、それで問題ないと思う。ただ、コンソーシアムは元々県内のネットワークが構築されている上に、委員会の活動費として予算を配分してもらえる可能性もあるため、コンソーシアムの枠組みを利用できるならば、その方が早いしメリットは大きいと思う。

・コンソーシアムが、産学官連携で行われているというのもメリットの1つ。例えば、障がい学生の就職支援等、産学連携で何らかの取り組みを行いたいような場合、元々の繋がりがあるので、取り掛かりやすい。

・各大学で選出される委員が1~2年で交代してしまうことが多く、その点は連携を強化していくうえで、デメリットと感じている。

＜大学コンソーシアム熊本＞

1. 障害学生支援に関する取り組み事項の確認

H26年に障がい学生支援連絡協議会を立ち上げ、中期計画（2019～2023）に年3回の取り組みを行う活動指標がある。

→連絡協議会の構成員は各大学の障害学生支援の担当者。心理士の方が担当する大学もある。各大学の担当者FD/SD的要素も担っている。

・協議会担当者向けセミナー（勉強会・講演会）：講演会はコンソの事業計画で事前に予算どりをしている。その予算内で講師を招いて実施している。会場校は事務局がある熊本大学か座長校（毎年変わる）で行っているが、事務局（熊本大学内）で会場を押さえることになってきている。セミナーテーマは加盟校へのアンケートで募集して、座長が講師依頼を行っている。

・意見交換会等：毎回約10校程度が集まって、情報交換会を行っている。和気藹々とした雰囲気を実施できている。

2. 障害学生支援に関する事業実施の経緯

・平成26年、地域創造部会で地域“創造”をするうえで、各機関からの意見を募った。いろいろな意見のうち、障害学生支援をやってはどうかという大学からの提案が発端。部会で承認後、企画・運営委員会で承認された。

・最初の取り組みは各大学の障害学生支援の事例をまとめた「ハンドブック」を作成することだった。当初は公開できるものを想定していたが、いざ取り組んでみると個人情報が多いことに気づき、クローズな成果物で留まった。

・ハンドブックを作る過程で、大学担当者間の連絡を取り合える関係（メーリングリスト）ができていった。担当者が集まる協議会（H27.3～）の体を成して行った。4ヶ月に1回程度で実施していった。テーマは発達障害の事例など。

→重度障害のケースのような緊急度が高い案件のときは直接やりとりしているが、日々のケースは協議会で相談しあっている。各大学間の温度差調整にも寄与している。

・共同FD：熊本大学の研修を共同FD・SDのテーマとして利用できないかと現在検討している。

3. 上記事業の実施方法

・座長のリーダーシップにより講演会のテーマなどを決めて、その事務はコンソ事務局が担う。

・業務自体はルーチン化していて、事務局的には大きな負担は感じていない。

→大きな展開を期待するのではなく、継続的にできるように心がけている。

→イベント的なことをやりたい会員校がいても（就活支援など）、積極的にやりたい大学とそうでない大学の若干の温度差があり、まだ検討段階。特に座長校については、持ち周りとはいえ、積極的な手手が少ないのが課題。特に障害学生の在籍数がゼロのところの学校の場合は座長校をするにも負担があるように感じる。ただ、毎年同じような取り組みを実施するので、本質的には専門性をそんなに求めているわけではない。あくまで議長的な役割と説明している。

4. 実施による効果、コンソーシアム組織が取り組む意義

- ・支援を行うのは各大学で、コンソとしては引っ張っていくというよりは、情報提供のハブの役割と感じている。

→ニーズは当コンソ内の他の委員会と比べても多いと感じている。たとえば、各校の障害学生の数、ニッチな事例、障害学生支援の担当者のリストなど。

- ・専門的な要素をどの程度ケアできているかはわからないが、少なくとも担当者の不安の軽減に繋がっているようである。和気藹々とした協議会で雰囲気は良く、事務局としても応援しやすい。

- ・共同 FD /SD 的な要素。特に私立大学の教員の理解を求めていくうえでも寄与できている。

- ・各大学間の温度差調整。他大学の状況を聞いて、自校の状況を見直す役割もある。

2022年12月

大学コンソーシアム組織の教職員対象

大学等における障害学生支援に関するセミナー

—大学コンソーシアム組織を対象とした質問紙・ヒアリング調査をふまえて—

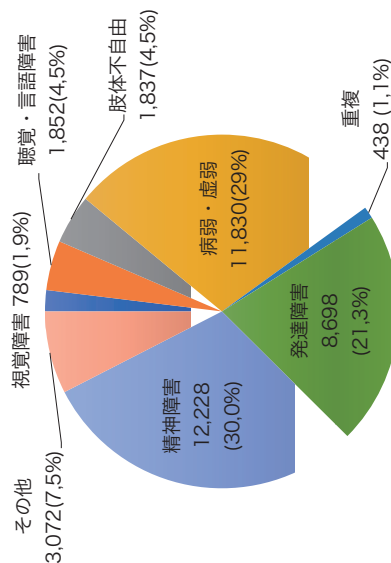
大学コンソーシアム京都 指定調査課題（2022年度）

京都大学 学生総合支援機構・准教授 村田 淳

1

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法
—障害のある学生の増加

■ 2021年度の障害種内訳／40,744名

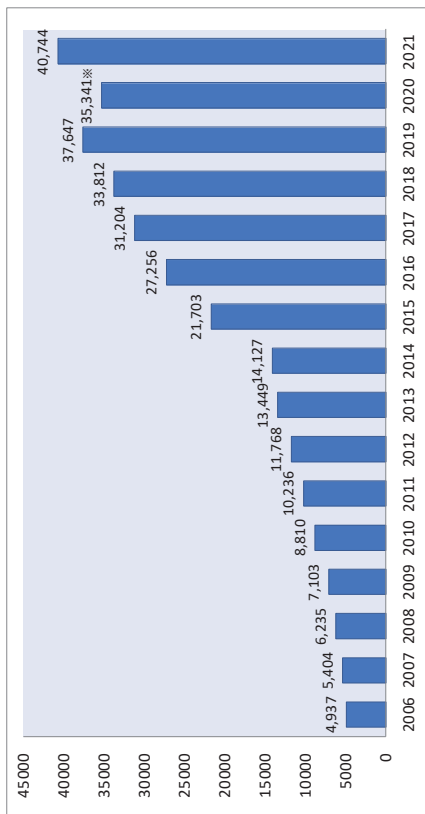


独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の
修学支援に関する実態調査結果報告書（2022）」より

3

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法
—障害のある学生の増加

■ 障害のある学生の増加推移

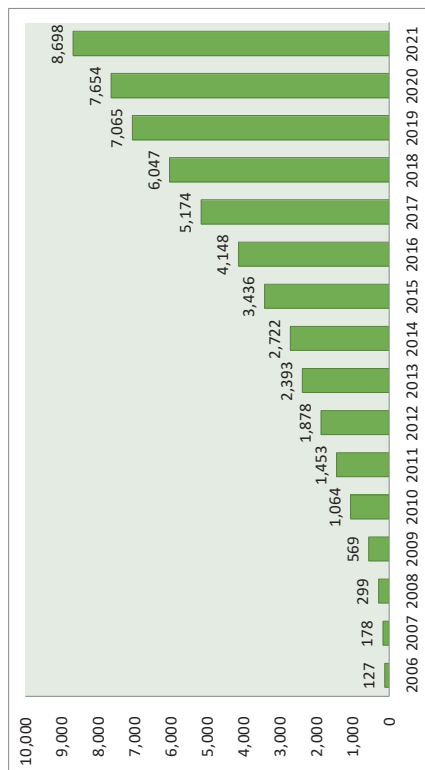


独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2007～2022）」より

2

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法
—障害のある学生の増加（発達障害）

■ 発達障害のある学生の増加推移

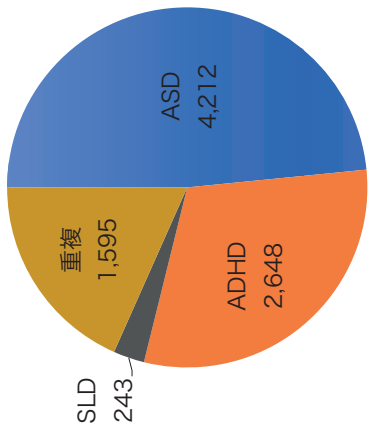


独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2022）」より

4

○ 大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —障害のある学生の増加（発達障害）

■ 2021年度の発達障害のある学生数／8,698名



独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書（2022）」より

障害者基本計画（第4次（H30～R4））①

平成30年 3月 閣議決定

Ⅲ 分野別施策の基本的方向 9. 教育の振興

（3）高等教育における障害学生支援の推進

- 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるよう、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教員等、教員に対する配慮等及び施設のバリアフリー化を促進する。
- 障害のある学生一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対応に基づき支援を促進するため、各大学等における相談窓口の統一や支援担当部課の設置、支援体制の整備など、大学間連携等の支援担当者間ネットワークの構築を推進する。
- 障害学生支援についての姿勢、方針、手続などに関する学内規程や、支援事例を大学ホームページで公表することを促進する。加えて、これらの学内規程や支援事例のガイドラインにおける学生への周知を促進する。
- 障害のある大学生の就職を支援するため、学内の修学支援担当と就職支援担当、障害のある学生への支援を行う部署等の連携を図り、学外における、地域の労働・福祉機関等就職、定着支援を行う機関、就職先となる企業・団体等との連携やネットワークづくりを促進する。
- 障害のある学生の支援について理解促進、普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。
- 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、ICTの活用等により、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、二層の周知を図る。
- 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の奨励を促進する。
- 大学等の入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容・支援体制、障害のある学生の実入校実績等に関する大学等の情報公開を促進する。

「障害者の権利に関する条約第14条（日本国政府報告）（抜粋）（平成28年6月、国連に提出）
164. …高等教育における支援の推進として、障害のある学生への個々の障害特性に応じた情報保障やコミュニケーション上の配慮、施設のバリアフリー化、入試等における適切な配慮、大学等における情報公開を推進することとしている。

➤ 基本計画の実施状況は、障害者政策委員会が監視、国連に報告される

GIGAスクール構想の加速による学びの保障

（参考）

目的
「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも稼がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により全ての生徒の学びを保障できる環境を早急実現

児童生徒の端末整備支援

- 「1人1台端末」の早期実現 1,951億円
令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援
令和元年度補正追加予算（約5.6、中1）に加え、約2.3、約1～4千円を措置
対象 国・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等
補助率 国・公立：定額（上限4.5万円）、私立：1/2（上限4.5万円）

- 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円
視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害者に対する入出力支援装置の整備を支援
対象 国・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等
補助率 国・公立：定額、私立：1/2

- 学校ネットワーク環境の全校整備 71億円
整備が可能な未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正に計上してなかった学校やネットワーク環境の整備も支援
対象 国・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等
補助率 国・公立：定額、私立：1/2

- GIGAスクールポスターの配置 105億円
急速な学校ICT化を進める自治体等を支援するため、ICT関係企業OBなどに技術者の配置経費を支援
対象 国・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等
補助率 国・公立：定額、私立：私立：1/2

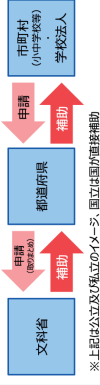
緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

- 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円
Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行うLTE通信環境（モバイル・ルーター）の整備を支援
対象 国・公立・私立の小学校・中学校・特別支援学校等
補助率 国・公立：定額（上限1万円）、私立：1/2（上限1万円）

- 学校から5分の通学学習機能の強化 6億円
臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒能力や学びの円滑に行われ、学校制が使用できるクラウドやマイクなどの通信装置等の整備を支援
対象 国・公立・私立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等
補助率 国・公立：定額（上限3.5万円）、私立：1/2（上限3.5万円）

- 学びの保障「オンライン学習システム」の導入 1億円
学校や家庭において端末を用いて学習、アセスメント可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

施策の想定スキーム



※文部科学省資料

障害者基本計画（第4次（H30～R4））②

障害者基本計画 関連成果目標

9. 教育の振興（高等教育部分の抜粋）

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和4年度）
障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	85.3%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	68.0%	おおむね100%
障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	59.5%	100%
障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	95.2%	100%
紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	46.8%	100%
ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	50.8%	100%
ガイダンスにおいて、障害学生支援の手続などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	21.1%	100%
障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	20.1%	おおむね100%
障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	21.8%	おおむね100%
入試要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	84.2%	おおむね100%

障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度) 第二次まとめ(概要)			
●平成28年4月の障害者差別解消法の施行等を踏まえ、各大学等において障害のある学生支援の体制が整備されてきたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が生じている。 ●こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行を踏まえ、平成29年3月に検討会を開催。平成29年3月に検討会を開催。平成29年3月に検討会を開催。			
第一次まとめの進捗状況	各大学等が取り組むべき主要課題とその内容		
全体的に一定の進捗。一方で未だ十分な部分もあり、一層の体制整備や専門人材の育成が必要。	(1)教育環境の調整 変えることのできない教育の目的・内容・評価の本質を確認・維持した上で、提供方法の調整やアクゼンディンリティを確保する。 (2)初等中等教育段階から大学等への移行(進学) 高等学校や特別支援学校高等部等が提供されてきた支援内容・方法等の大学等への引き継ぎの円滑化、大学等からの情報発信強化が重要。 (3)大学等から就労への移行(就職) 障害者雇用促進に関する様々な制度やサービス、機関があり、学内にも就職支援関係部署が複数あるため、一般の学生に比べて就職活動が複雑。そのため、早い段階から学生に多様な情報や機会を提供するとともに、関係機関との連携が必要。 (4)大学間連携を促すための多面的な連携が必要。生活面への配慮を要する相談は、福祉行政・事業者と連携し、公的サービスやボランティアも含めた幅広い支援の検討が望まれる。相乗的な支援を適切に行なうため、様々な専門知識や技術を有する支援人材の養成・配置が不可欠。 (5)福祉・経済・医療促進 教職員に加えて、支援補助学生を含めた学生全体に対しての理解促進の取組も重要。 (6)情報公開 支援に関する姿勢・方針や取組は積極的に公開する。これらの公開にあたってはあくまでも可能な形で情報提供することが重要。		
検討の対象範囲	●第一次まとめの検討範囲を踏まえ、第二次まとめでは連携関係しない学生も含めて、第一次まとめで検討できなかった課題(参考となる配慮事例を提示。) ●障害のある学生への配慮も対象。(参考となる配慮事例を提示。)		
差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の考え方	(1)基本的な考え方 ①「不当な差別的取扱い」：正当な理由なく何らかの条件を付すこと、正当かどうかは個別事案ごとに判断。一般的「抽象的理由」は不適切。 ②「合理的配慮」：第一次まとめを踏まえ、「社会モデル」の理解が不可欠。		
具体的な内容	(2)大学等における憲法体制 各大学の規模等を踏まえ、複数の大学等による資源の共有の工夫が重要。 ①事前の改善措置(中・長期的な取組)、②学内環境(対応要領や障害学生支援に関するルール)の作成・公表、③組織(主なものとしては意思決定機関の「委員会」、一元的対応の「専門部署」・相談窓口、調整機関の「第三者機関」)。 (3)合理的配慮の決定手順 ①障害のある学生からの申出(学生自ら必要な支援申出が出来るような視点も重要。原則相談資料必要。)、②学生と大学等による建設的対話(学生本人の意思決定を尊重。)、③内容決定の意思決定事項(教育の目的・内容・評価の本質部分は変えない。)、④決定内容のモニタリング(4)決定後のフォローアップ 決定後のフォローアップは重要。障害者が不慣れな場合の学校の相談・調整窓口に関する情報の周知も重要。		

※文科科学省資料

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —合理的配慮とは何か

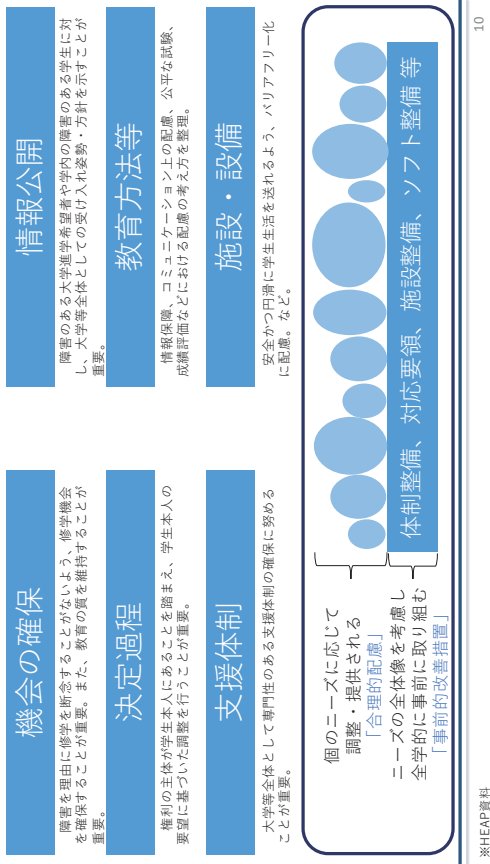
「合理的配慮 (reasonable accommodation)」

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(障害者権利条約 第二条 定義)

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —事前の改善措置

高等教育機関における合理的配慮の前に… 「事前の改善措置」



○大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —合理的配慮 (構成要素)

- ・ 個々のニーズ
- ・ 社会的障壁の除去
- ・ 非過重負担
- ・ 本来業務付随
- ・ 機会平等
- ・ 本質変更不可
- ・ 意向尊重

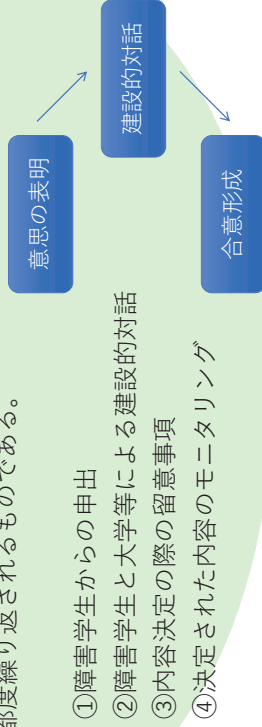
【ポイント】
一般的な教育的支援との違いは何か。

川島隆 他 (2016) 『「合理的配慮」対話を開く 対話が拓く』、有斐閣

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —合理的配慮（決定手順）

○合理的配慮の内容の決定の手順

- 合理的配慮の内容の決定についての主な手順を以下に記載する。これらの手順は一方向のものではなく、障害の状況の変化や学年進行、不断の建設的対話・モニタリングの内容を踏まえて、その都度繰り返されるものである。



13

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —障害者差別解消法

障害者差別解消法

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

- 2013年6月に成立、2016年4月に施行。
- この法律により、障害者に対する差別的取扱いが禁止され、国・地方公共団体等（国立大学法人等を含む）においては、合理的配慮の不提供も禁止が法的義務に、民間事業者（私立大学等を含む）においては、努力義務となった。
- 2021年5月：改正法案の成立→合理的配慮：民間事業者（私立大学等を含む）も法的義務 ※3年以内に施行

14

○大学における障害学生支援と障害者差別解消法 —高等教育機関としての役割

（社会的な動向をうけて）

- 高等教育機関においても、「特別」から「当たり前」へ。
- 「しなければならない」という義務へシフト。
- 高等教育機関がユニバーサルな環境であることは、グローバルスタンダードに。



【高等教育機関全体として必要な取り組み】

- 支援体制の整備、安定的な支援の運営
- 障害者差別解消法への対応
- バリアフリー化、理解啓発の促進 etc

15

参考資料：

- 独立行政法人 日本学生支援機構，2007-2022，「2006-2021 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」。
- 独立行政法人 日本学生支援機構，2015，「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）」。
- 独立行政法人 日本学生支援機構，2018，「合理的配慮ハンドブック」。

関連ウェブサイト：

- JASSO（日本学生支援機構）https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/
- AHEAD JAPAN（全国高等教育障害学生支援協議会）<https://ahead-japan.org/>
- PHED（東京大学_障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業）
<https://phed.jp>
- HEAP（京都大学_高等教育アクセシビリティプラットフォーム）
<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/heap/>
- 京都大学DRC（障害学生支援部門）<https://www.assdr.kyoto-u.ac.jp/drc/>

16

大学コンソーシアム組織を 対象としたアンケート調査

京都大学 学生総合支援機構 特定助教
宮谷祐史 (MIYATANI Masashi)

1

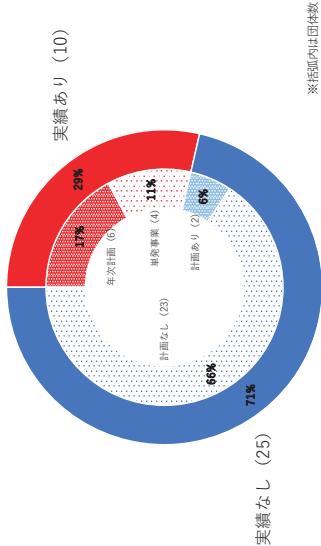
2

調査概要

- 目的：全国の大学コンソーシアム組織で取り組まれている障害学生支援に関する取り組みを把握する。取り組むことが困難な理由を調査する。
- 対象：大学コンソーシアム協議会の加盟校 全48団体
- 時期：2022年7月26日から8月31日まで
- 質問項目：取り組み実績の有無、（有の場合）取り組み内容等、（無の場合）取り組みがない理由、今後の計画の有無とその理由等

障害学生支援に関する取り組み実績とその内訳

回答数：35団体（回収率73%）



3

4

実績がある機関

- 10機関が実績あり
→そのうち年次計画に位置付けられているのは6機関

- ＜取り組み例＞ ※自由記述から一部抜粋
- 担当者向けセミナー（勉強会・講演会）
 - 担当者向け懇談会
 - 障害のある学生の授業履修支援に関する申し合わせ文書作成
 - 高等教育機関と高校／地域資源との連携イベント
 - 書籍の購入・貸出、ノートテイカー養成講座 など

実績がない機関

- 25団体が実績なし
→ そのうち、23団体が今後の取り組み予定がないあるいは困難。
＜取り組み予定がない/困難な理由＞ ※理由は複数選択可
リソース不足：「コンソーシアム組織として取り組みを進めるためのリソースが不足しているため」（8件）、「障害学生支援に関する専門的人材が不足しているため」（5件）
ニーズ不足：「加盟校からのニーズがない」（4件）
事業内容との不一致：「どのような取り組みをしたらいいかわからない」（3件）、「事業の取り組み外である」（5件）、「メリットが不明」（3件）

5

今後の計画

- ヒアリング内容のまとめ
- 大学コンソーシアム組織で運用できる複数のモデル作成
- ニーズ収集のフォーマット提案

7

追加ヒアリング

- 取り組み実績がある団体に対して、追加のヒアリング調査を実施。
→ 7団体に対してヒアリングを実施した
・ 旭川コンソ、f-Campus（東京）、石川コンソ、京都コンソ、岡山コンソ、熊本コンソ
 - 内容：アンケートで示された**実施困難とする理由**を踏まえて
→ リソースの不足、加盟校からのニーズ、事業内容との一致
- ⇒ 実施の経緯、実施するコスト、実施メリットの詳細を確認する

6

回答者：20 名

回収期間：2022 年 12 月 16 日～2023 年 1 月 6 日

「大学等における障害学生支援の動向（基礎編）」に関する意見・感想

・障害者支援に関して現状を理解した。障害者支援の動向とのことであったが、動向を理解することができなかったことが残念である。

・障害のある学生の数が、年々かなり増加しているとのことで、実感として、やはりという感じでした。特に発達障害は増えているように感じています。

・村田先生の話进行以前も拝聴し、今後 SLD 学生の増加を頭に入れておく必要があると改めて感じました。障がい学生支援から数年離れているだけで、コロナ禍もあり学内の配慮内容も大きく変化しています。配慮願は出席扱いにしてもらうものではないことを伝えているものの、配慮願が出ると出席扱いとしている・出席せずともレポートだけ提出していれば単位認定する等が散見されていることがわかりました。コロナ禍でリモート対応となり、教務課内で障がい学生対応等の確認が取ることができ、わかった問題です。コロナ禍以前も配慮願＝出席扱いとしている先生がかなりいたことが想像できます。

注意文書等も教務委員会からまいてはいるものの、学生の間でも「配慮願を出せば単位をもらえる」と噂が広まっており、窓口に「配慮願が出ると単位もらえると聞いた」という学生がよく来るようになりました。ただ、教員も何をどうしていいかわからないので、コロナ禍のレポート提出で認めようか、と恩情がある部分も感じています。立て直すのは大変そうです。

・まだまだこれからですね。

・基礎編に関してですが、「合理的配慮」という言葉を耳にする機会も増え、当初は 障害のある学生であっても多くの学生と同様に学ぶ権利を保障されるべきであり、その権利を行使できない状況であるならばその環境やプロセスを見直していくと理解していたはずが、障がい学生支援業務を行う中で助ける・支えるという意識の方が強くなっていたことを感じました。また、障害者差別解消法の説明の際、2013 成立・2016 施行の時には本学内でもそれらを意識した教職員も多かったように思いますが、私立大学である本学で 2021 改正法案成立をどれだけの人が知っているのか、知りたいような知りたくないような気持ちになりました。障がい学生支援は支援申請者と担当者だけのことでなく、学内全体で取り組むべき事項であり、学内教職員の意識の醸成が現在の課題と考えています。

・単位互換の際の障害学生支援については、コンソーシアムおよび当大学においても今まで全く議論していなかったもので、今後は何らかの形で検討していきたいと思います。

・合理的配慮に対して、特別なこと、難しいこと、自身には関係のないことと感じていた教職員が拒否反応を示さずに耳を傾けやすいセミナーになっていると感じた。

・非常にわかりやすく端的にまとまっていて聞きやすかった。

合理的配慮の本来業務に付随しないところまでは対応義務はないという点において、村田

先生がおっしゃった「これは断る理由なのではない。逆にこれ以外のことはすべて対応しなければならぬということ。」という言葉が印象的でした。

・わかりやすく改めて日常の支援に立ち返ることができたお話でした。合理的配慮の観点は何度も復習し聞きなおして勉強させていただいております。

・大変わかりやすい説明でした。合理的配慮について、私自身少し誤解していたところがあり、それに気付く良い機会となりました。スライドの最後に載せていただいた参考資料や関連ウェブサイトの方もぜひ今後の参考にさせていただきます。

・大変わかりやすい説明でした。

・学生支援の基礎的な部分を改めて学ぶことができました。

・大変わかりやすい説明で感謝しています。障害者支援の在り方を知ることができました。

今後、その理解に立って本学でもかかわりを進めていきたいと感じました。

・これから障がいのある受験生・就学生が増えていく現状がよく理解できました。

・合理的配慮の構成要素である「本来業務付随」と「本質変更不可」の説明を聞き、大学としてどう配慮していくのかをもう一度考えるきっかけとなった。

・「合理的配慮」の定義、構成要素、手続きの解説は、改めて頭の整理をすることに役立ちました。特に構成要素については、再認識しました。時間があれば、各構成要素の具体的説明例をいただければ、ありがたかったです。

・わかりやすく、障害学生支援がコンプライアンス「やるべきこと」であるという説明がされていて良かったです。是非上層部に聞いて欲しかったです。

・障がいのある学生の増加と共に合理的配慮の需要も高まっていると感じました。

「大学コンソーシアム組織を対象とした質問紙・ヒアリング調査のレビュー」に関する意見・感想

・特にありません。今後のアンケート調査結果の共有に期待します。

・単位互換の際の支援については、あまり考えたことがなかったのですが、調整は難しそうであると思いました。

・**でも担当者の集まりがあればいい。本学が加盟する**コンソーシアムでは、情報共有をするにもしづらい状況です。教務課で勤務しても、コンソ＝単位互換のみのイメージです。

・予測の範囲でした。

・全国的な動向を知り、まずは課題を共有できるいい機会になると思う。

・地域性もありますが、大学コンソーシアムという組織の現状を知ることができるよい機会となりました。本学でも障害学生支援に全く関心のない教職員もいますが、大学コンソの底上げはすなわち各教職員の底上げとなり、近い将来に情報共有や支援に関する相互協力等ができればと思います。

・大変興味深い研究内容だと思います。最終的な調査結果についてご報告いただくのを楽し

みにしております。

- ・取り組みを実施している機関が少ないと感じました。個人的には、高校との連携イベントをされている取り組みについて知りたいと思いました。

- ・多くの大学が学生支援に対する対応に苦慮していることが想像されるような調査内容で、今後の詳細な調査結果を確認し、本学での施策の参考としたいと思いました。

- ・今回、説明を伺い障害者支援の動きが遅いことを実感しました。学生が安心して大学生活が過ごせるような手立てをし、取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。

- ・各地域等における規模の違いについてわかったような気がします。

- ・1つの大学で悩むのではなく、コンソーシアムで協力し発達障がいへの支援を考えて行ければ良いと感じた。

- ・障害学生支援を組織的に取り組んでいる大学が多数だと思っておりましたが、意外にそうでもないことを知りました。併せて、いわゆる学生相談室も予算の都合でしょうが、全国的には充実しているとは言い難いですね。

- ・追加の意見というか質問ですが、合理的配慮を受けている学生が教育実習や病院実習、福祉施設実習に行く際、大学側の受け入れ校や施設に対する説明や責任、受け入れ側の体制の問題の現状を知りたいと思います。

- ・障害学生支援においてコンソーシアムでできることという観点は参考になり、希望が持てました。地方大学だと各大学間に距離があり、閉ざされた学校内では障害学生支援を行おうとしても、トップが後ろ向きだとなかなか「コンプライアンス」という認識が広がらず大変ですが、外の目、外の情報が入るという環境設定が大切だと思いました。

- ・実施していない大学の理由から大学により温度差があることがわかりました。

その他、本研究に関する意見・感想

- ・障害学生への支援は個々のニーズに合わせて個別に、ということでしたが、いろいろな事例のようなものをお教えいただけるとありがたいと思いました。

- ・コンソーシアム内で障がい学生担当者を集め、担当者座談会的なものをするだけでも大きく変わると思います。障がい学生支援は情報共有が大事ですが、本学は担当者座談会に関わりのある大学の皆様から得た情報が本当に頼りになっています。コンソーシアム内で7割が何も取り組みをしていないことに驚きました。今後障がい学生支援に関する取り組みを行うコンソーシアムが増えることを願っています。

- ・大学コンソーシアム組織で運用できる複数のモデルの作成に期待をしています。

ぜひ別の機会に情報提供いただけますと幸いです。

- ・コンソーシアム組織を活用した支援者の養成などにはメリットを感じるが、実施する組織の負担が少し心配。享受できるメリットの大小はあっても、それを上回る負担が生じないような工夫が必要ではないでしょうか。本学をはじめ近隣の高等教育機関で障害学生支援を専門に扱う部署を持っているところは少なく、目先の支援申請に対応するだけで現場の業

務は年増加しています。

- ・大変参考になりました。今後もいろいろな情報をいただけるとありがたいです。

- ・さまざまな角度から障害者支援にかかわるべき異なる立場の方々の意識啓発に努めておられますことに、自身の不勉強を改めて感じております。目の前の対応に追われ疲弊しがちではありますが、本学でも障害者支援の理解と合理的配慮を共に考えられる環境を構築するよう、さらに努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

- ・各県にコンソーシアムがありますが、横の繋がりほとんどなく、このように他のコンソーシアムの取り組みを知ることができるのは大変ありがたいです。研究報告を拝見させていただけることが楽しみです。

- ・各地域におけるコンソ組織には自治体の力の入れ方にも違いがあるように感じています。そちらにもアピールできるようになればと感じています。

- ・コンパクトながらわかりやすく内容のある動画の提供ありがとうございました。

- ・小規模大学（予算が少なく、人手も少ない）での取り組みや組織の立ち上げ例を知りたいです。

大学コンソーシアム組織を 対象とした実態調査

京都大学 学生総合支援機構 特定助教
宮谷祐史 (MIYATANI Masashi)

1

調査概要

• 目的：全国の大学コンソーシアム組織で取り組まれている障害学生支援に関する取り組みを把握する。取り組むことが困難な理由を調査する。

• 実施方法：アンケート調査

• 対象：大学コンソーシアム協議会の加盟校 全48団体

• 時期：2022年7月26日から8月31日まで

• 質問項目：取り組み実績の有無、（有の場合）取り組み内容等、（無の場合）取り組みがない理由、今後の計画の有無とその理由等

2

障害学生支援に関する取り組み実績とその内訳

回答数：35機関（回収率73%）

実績なし (25)
71%

実績あり (10)
29%

専攻計画 (6)
17%

専攻計画あり (4)
11%

計画ありのみ (5)
8%

※括弧内は機関数

3

実績がある機関

• 10機関が実績あり
→そのうち年次計画に位置付けられているのは6機関

<取り組み例> ※自由記述から一部抜粋

• 担当者向けセミナー（勉強会・講演会）

• 担当者向け懇談会

• 障害のある学生の授業履修支援に関する申し合わせ文書作成

• 高等教育機関と高校／地域資源との連携イベント

• 書籍の購入・貸出、ノートテイカー養成講座 など

4

59

実績がない機関

- 25機関が実績なし
→そのうち、23機関が今後の取り組み予定がないあるいは困難。

＜取り組み予定がない/困難な理由＞ ※理由は複数選択可
リソース不足：「コンソーシアム組織として取り組みを進めるためのリソースが不足しているため」(8件)、「障害学生支援に関する専門的人材が不足しているため」(5件)
ニーズ不足：「加盟校からのニーズがない」(4件)
事業内容との不一致：「どのような取り組みをしたらいいかわからない」(3件)、「事業の取り組み外である」(5件)、「メリットが不明」(3件)

5

ヒアリング 実施経緯と実施方法

- 実施経緯
 - ・文部科学省事業（大学間連携共同教育推進事業）がきっかけ
 - ・有志の担当者会議がきっかけ
 - ・新たな取り組みを募るなかで、大学からの要望があった
 - 実施方法
 - ・協議会（担当者会議）→各種イベント
- ※事務局機能をコンソがバックアップ

7

ヒアリング調査

- 取り組み実績がある機関に対して、追加のヒアリング調査を実施。
→7機関に対してヒアリングを実施した
 - ・旭川コンソ、f-Campus（東京）、石川コンソ、京都コンソ、岡山コンソ、熊本コンソ
 - 内容：アンケートで示された**実施困難とする理由**を踏まえて
→リソースの不足、加盟校からのニーズ、事業内容との一致
- ⇒実施の経緯、実施する方法、実施メリットの詳細を確認する

6

ヒアリング 実施メリット

1. 大学間の障害学生支援の温度差是正
 - ・県内ネットワークができると思うのは大きなメリット。学生の生活圏が重なっているからこそ、相互連携をするメリットが大きい。
 - ・専門的な要素などの制度ケアでできているかはわからないが、少なくとも担当者の不安の軽減に繋がっている。
 - ・地方は障害学生支援に関する専任担当者が配置されていない大学が多く、障害学生支援に関する情報が遅れやすい。各大学が有する情報を共有することで、県内の全大学で情報の遅れを揃いやすい。
2. コンソーシアムが持つ他の関連資源との連動
 - ・コンソーシアムが、障害者連携で行われているというのもメリット。障害学生の就職支援等、産学連携で何らかの取組を行いたいような場合、元々の繋がりがあるので、取り掛かりやすい。
3. 大学機関の公的な集まりを活用
 - ・県内の全大学が加盟しているコンソーシアムというインパクトは大きい。行政等には1大学だけの状況を伝えるよりも、県内の全大学の状況をまとめて支援の必要性を伝えただ方が説得力はある。

⇒エリア内のキャパシティ向上

8

情報提供

大学コンソーシアム岡山

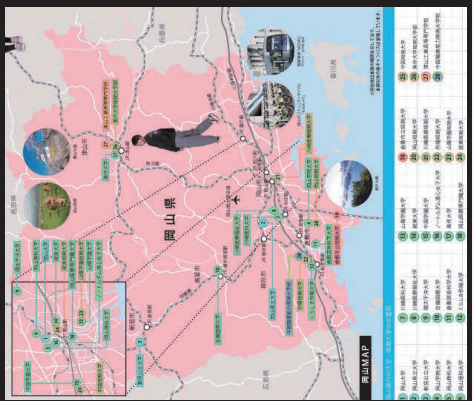
障がい学生支援委員会 概要



岡山大学 教育支援機構
池谷 航介

1

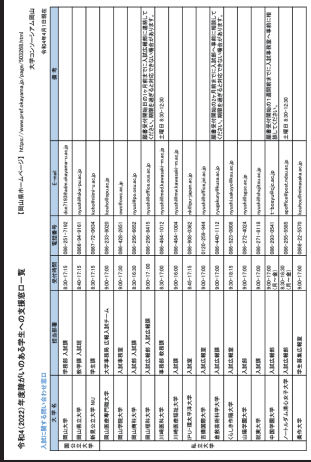
大学コンソーシアム岡山



2

障がい学生支援委員会





3

行政
様々な支援機
関と連携
就労フェス



社会への一歩
サポートフェス

4

1

5

障害のある学生の単位互換制度利用に関する申し合わせ

20**年**月**日

大学コンソーシアム〇〇

（目的）

1. この申し合わせは、障害のある学生が大学コンソーシアム〇〇の単位互換制度を利用して他大学の授業を履修（以下「履修」とする）する際に、当該学生の履修を支援するための対応を定める。

（障害のある学生の定義）

2. この申し合わせにおいて「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。本人が支援を受けることを在籍する大学（以下「在籍大学」とする）に希望し、在籍大学が承認している者をいう。

（障害のある学生への合理的配慮の提供責任）

3. 障害のある学生の履修に伴う支援者の確保、支援に係わる経費負担などは、原則として、授業を実施する大学（以下、「受入大学」とする）がその責任を負う。受入大学は、在籍大学との緊密な連携・事前の調整等により障害のある学生へ合理的配慮を提供する。また、合理的配慮の提供においては受入大学担当者だけでなく、必要に応じて在籍大学とも連携し、ノウハウやリソースがあれば共有する。

（合理的配慮について）

4. 合理的配慮は、障害者の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、事案ごとに実施される措置であるため、その内容は事案ごとに異なり、多様かつ個別性が高いものであることに留意する必要がある。

合理的配慮となり得る事項の具体例は別紙のとおりであるが、これら以外にも合理的配慮となり得るものがあることに留意する必要がある。なお、学生が希望する支援・配慮事項が受入大学にて対応できない場合は、代替措置を講じるよう、当該学生・受入大学・在籍大学の三者にて協議するものとする。

（合理的配慮の申請フロー）

5. 障害のある学生が合理的配慮の提供を希望した場合、在籍大学は速やかに下記連絡事

項を受入大学に連絡する。その後、受入大学は必要に応じて障害学生担当者（部署）とも連携し、当該学生が履修希望をする科目担当教員に、合理的配慮依頼文書を通知する。その後、必要に応じて、学生本人と科目担当教員が相談して、個別具体的な配慮事項に関して調整を行う。なお、担当教員からの問合せは受入大学が受けるものとし、在籍大学との緊密な連携により対応する。

連絡事項は、以下のとおりとする。

- (1) 学生氏名、所属校、所属学部・学科、学籍番号
- (2) 履修希望科目と開講期
- (3) 障害の種類と程度
- (4) 学生が希望する配慮事項
- (5) 配慮事項に対する根拠資料：障害者手帳、医師の診断書、心理所見（心理検査の結果）、これまでの支援利用歴など、求める配慮事項に対して整合性や客観性を裏付ける書類を指す。
- (6) その他参考資料：これまで作成した合理的配慮依頼文書など。

（その他）

6. 不測の事態が生じた場合は、在籍大学と受入大学にて協議し、履修支援を行う。

附則

この申し合わせは、**年*月*日から施行する。

別紙：合理的配慮となり得る事項の具体例

（物理的環境への配慮）

- ・車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助、または段差に携帯スロープを渡すこと。
- ・移動が困難である学生等が受講している授業で使用する教室を、アクセスしやすい場所に変更すること。
- ・移動が困難である学生等のために、普段よく利用する教室の近い位置に駐車場を確保すること。
- ・授業において、頻回に離席の必要がある学生等について、座席を出入口の付近に確保すること。
- ・障害により疲労を感じやすい学生等から別室での休憩の申し出があった場合、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合は、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- ・授業で使用する施設・設備を他の学生等と同様に利用できるように改善すること。

（意思疎通の配慮）

- ・授業、実習、研修、行事等において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム等の情報保障手段を用意すること。
- ・ことばの聞き取り、理解、発声、発語等が困難である学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- ・シラバス、教科書または教材にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイル、点字資料、拡大資料等を提供すること。
- ・聴覚障害のある学生等が受講している授業で、ビデオ教材に字幕を付して用いること。
- ・授業において教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ・視覚情報が優位な学生等に対して、手続きまたは申請の手順を矢印、イラスト等でわかりやすく伝えること。
- ・間接的な表現が伝わりにくい場合、より直接的な表現を使って説明すること。
- ・口頭の指示だけでは伝わりにくい場合、書面で指示すること。
- ・授業でのディスカッションに参加しにくい場合、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- ・定期試験において、点字、拡大文字等による情報保障手段を用意すること。
- ・定期試験または授業関係の注意事項または指示を、口頭で伝えるだけでなく書面で伝えること。

(ルール・慣行の柔軟な変更)

- ・定期試験において、試験時間を延長したり、別室での受験または支援機器の利用を認めたりすること。
- ・成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- ・本来、部外者の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- ・適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- ・移動が困難である学生等のために、車両乗降場所を教室に近い位置へ変更すること。
- ・学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- ・実習において、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- ・実習において、事前に実習施設の見学を行うこと。
- ・外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- ・障害のある学生等が参加している実験、実習等において、特別にチューターを配置すること。
- ・IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- ・授業において、ノートを取ることが難しい学生等について、板書を写真撮影することを認めること。
- ・不随意運動等により特定の作業が難しい学生等に対して、教職員または支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- ・感覚過敏のある学生等に、サングラスまたはノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- ・障害により体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- ・教室内で、教員、スクリーン等に近い座席を確保すること。
- ・授業の受講に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること。
- ・事務手続きにおいて、視覚障害または肢体不自由のある学生等の求めに応じて、教職員、支援者または介助者の代筆による手続きを認めること。